

平成25年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（6月19日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
野口靖夫君	19
麓 才良君	32
喜山康三君	40
町 俊策君	54
福地元一郎君	63
議案第31号 職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例 の一部を改正する条例	72
議案第32号 与論町子ども・子育て会議条例の制定について	73
議案第33号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第34号 与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条 例	76
議案第35号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ..	77
議案第36号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）	78
議案第37号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）	80
議案第38号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	89
散 会	90
第2日（6月25日）	
陳情第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見 書に関する陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	95

陳情第 1 号 県道与論空港茶花線の改良整備について (環境経済建設常任委員長報告)	96
発議第 5 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見 書の提出について（麓才良議員ほか 3 人提出）	97
議員派遣の件	99
閉会中の継続審査・調査について	99
閉 会	99

平成25年第2回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
6	19	水	本会議(開会、一般質問、議案審議)
	20	木	委員会
	21	金	予備日
	22	土	
	23	日	
	24	月	議事整理日
	25	火	本会議(閉会)

平成 25 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 25 年 6 月 19 日

平成25年第2回与論町議会定例会会議録
平成25年6月19日（水曜日）午前9時12分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第31号 職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第32号 与論町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第7 議案第33号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第34号 与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第35号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第36号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第37号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第38号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

2 出席議員（10人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田繁君 |
| 3番 町俊策君 | 4番 林隆寿君 |
| 5番 喜山康三君 | 6番 供利泰伸君 |
| 7番 野口靖夫君 | 8番 麓才良君 |
| 9番 福地元一郎君 | 10番 大田英勝君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（13人）

- | | |
|------------------|--------------|
| 町長 南政吾君 | 副町長 川上政雄君 |
| 教育長 田中國重君 | 総務企画課長 沖野一雄君 |
| 会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君 | 税務課長 久留満博君 |

町民福祉課長 南 秀 哲 君 環 境 課 長 福 地 範 正 君
産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君 商工觀光課長 富士川 浩 康 君
建設課長 山 下 哲 博 君 教委事務局長 池 田 直 也 君
水道課長 末 原 丈 忠 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午前9時12分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成25年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番高田豊繁君、5番喜山康三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの7日間にしたいと
思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月25日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきまして
は、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をします。

町長から平成24年度与論町繰越明許費繰越計算書及び平成24年度与論町事故
繰越し繰越計算書の提出並びに辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告があ
り、また、町監査委員から平成25年5月分の例月現金出納検査結果報告書が提出
されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付し
てありますので、お目通しください。

さらに、平成25年第1回定例会において議決されました「与論中学校特別支援
学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようすることを求める

る意見書」「臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書」については、関係行政
庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。
以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○2番（高田豊繁君） それでは、先般通告書によりまして御質問の内容を通告させて
いただきました内容につきまして御質問をしたいと思います。

1 海岸漂着ごみ類及び放置廃船の対策について

(1) 奄美諸島の海岸線には黒潮の海流、台風、隣国の経済発展等の影響により、
ペットボトル類のほか様々な漂着ごみが散乱し、今後もその傾向は強まるもの
と懸念されることから、国・県にその対策を講じてもらうべく、奄振事業の活
用等も含めて法制化・予算化を強く要望していく考えはないか。

(2) 現在、町内のあちこちに放置廃船が見受けられるが、廃屋等の対策も含め景
観条例を制定するなど、具体的な対策を講じる考えはないか。

2 町有地の境界確定対策について

(1) 依然として町有地の境界未確定区域があるが、対策検討会議等を設置して早
めに解決する考えはないか。

3 国民健康保険特別会計の赤字対策について

(1) 施政方針の中で、国民健康保険特別会計への一般会計からの赤字補填が毎年
続いていることから、独立採算に向けた対策を検討していくとありますが、そ
の具体的な取り組みはどう進める計画であるか。

以上、質問申し上げます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまの高田議員さんの質問事項に対してお答えします。

まず最初に、1-(1)からお答えします。

海岸漂着ごみにつきましては、御指摘のとおり、近年、特に外国からのペットボ

トルや漁業用浮球等の漂着ごみが多くなっているのが現状であります。

平成21年に海外漂着物処理推進法が施行され、平成22年度及び23年度につきましては、国から海岸漂着物地域対策推進事業として、海岸清掃に関する100%補助がありましたが、平成24年度は国からの補助がなく、予算編成で大変苦慮をしてきたところであります。

平成25年度・26年度につきましては、国が海岸漂着物地域対策推進事業について予算化を決定しており、これを受け、今回、関連補正予算を計上しました。このことにより、関係職員の確保等が可能となり、海岸清掃等につきましては、これまで以上の対応ができるものと考えております。

本町の海岸線は、すばらしい景観を有し、昔から現在に至るまで郷土行事等町民の日常生活に密着し、生活、漁業、観光等にとって貴重な財産であり、今や国民共有の財産にもなっております。

海岸清掃等につきましては、国などの補助なくしては十分な対応ができない状況でありますので、今後、海岸漂着物地域対策推進事業が継続して実施できるよう、奄振予算の要望を含め、あらゆる機会に国・県に対し要望していきたいと思っております。

次に、1-(2)についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、町内の漁港及び船揚場周辺等には、長期間放置された船が見られ、そのことが景観を悪くしている場合があります。近年、漁船やグラスボート等が大型化し、放置されると、特に目立つようになっています。放置船は、所有者が今後活用するのか、廃棄による放置であるのか区別がつかず、行政指導がしにくい上に、自動車や家電みたいにリサイクル制度が整備されていないのが現状であります。

放置廃F R P船対策として、週報で廃F R P船処理事業者を紹介しましたが、処理費用が高額のためか、利用されていないようです。

廃屋につきましては、平成24年度から景観、防災、防犯を考慮して、与論町廃屋解体・撤去補助事業を実施していますが、平成25年度は補助率・補助額を増やし、廃屋所有者が利用しやすい条件整備を行っております。

放置廃船・廃屋の対策は、本町の景観を維持する上で重要なことであり、御質問の景観条例を制定し対策を講じることは解決策の方法として有効だと思います。

景観条例の制定につきましては、放置廃船や廃屋だけでなく、多方面にわたる制約や規制または罰則を伴うことが想定されます。条例制定のためには町民のコンセンサスを得るため、時間をかけた環境整備が必要となります。当面は、放置廃船・廃屋の所有者に対する指導や補助制度を推進します。景観条例制定につきまして

は、必要に応じ問題提起を行い、多くの方々の意見を参考にしながら、今後の検討課題にしたいと思います。

次に2-(1)についてお答えします。

町有地に係る境界未確定区域については、御指摘のように、未解決の場所が数カ所残っております。

それぞれ、裁判の結果により解決に向かっているものや、今後新たに裁判に持ち込む必要があると思われるものの、あるいは相手側との話し合いや交渉等により解決の可能性が残されているものなど、それぞれ難しい問題を抱えながら解決の糸口を模索している現状であります。

未解決のケースは、いずれも根の深い長年の懸案事項ですが、個々の進捗状況や事情等によっては、御提案のように、専門委員会の設置を行い、委員の皆様からの御意見やお知恵をお借りしていくことで解決に向かうことも考えられるところです。

今後、必要に応じて、設置を検討しながら粘り強く取り組んでまいります。

最後に3-(1)についてお答えします。

国民健康保険特別会計をめぐる近年の財政状況につきましては、加速する高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大を背景に、極めて厳しい事態となっております。

この国保特別会計の主要な財源である国民健康保険税につきましては、平成21年に税収の伸び悩みや基金の枯渇及び医療費の増加等により、国民健康保険税の値上げを実施してきたところです。

しかし、近年医療費のほか後期高齢者支援金の歳出の増加に加えて、国庫支出金や交付金の歳入減に伴い、多額の歳入不足が生じており、やむなく一般会計から補填、いわゆる法定外繰り入れを余儀なくされている状況であります。

御指摘のように、特別会計は独立採算制が原則ですが、国民健康保険は、一般会計と異なり、支出額に応じて収入額を確保しなければならない財源運用上の難しさを有しております。現下の大変厳しい経済情勢の中での財源確保でありますので、被保険者の皆様の御負担のあり方や、国保運営の都道府県化を視野に入れながら、さらなる歳出の削減や歳入の確保に取り組むとともに、将来的な医療費の伸びを抑制するため、健康づくりの啓発推進や各種健診等の受診率の向上及び健康指導等々の施策・事業に取り組んでいく所存であります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、まず第1点目、海岸漂着ごみのことについて再度細かくお願いしたいと思うのですが、まず、この海岸漂着物の処理というのは、答弁

の中でもございますけれども、平成21年度に制定されました、いわゆる海岸漂着物処理推進法、これがベースになっておりまして、その処理に関してましては、従来からある一般廃棄物の処理法とも連携して行われているわけですが、この推進法の17条の中で、海岸管理者はその所管海岸の漂着物の処理のため必要な措置を講じなければならないというふうになっております。そして、市町村は、その処理に関して必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとなつておりますが、与論町の場合、海岸線を見た場合に、町が管理者である漁港、茶花、麦屋とか、そういった農林海岸とかあるわけですが、それ以外の海岸につきましては、これは一般海岸でございまして、全て国の管理、すなわち、県がその代行管理をされているわけですが、そのことに関しましてちょっと認識も低いんじゃないかなと思うんですが、与論町は本当に町を挙げて、そして自治公民館を挙げて浜をきれいにする。島をきれいにするという清い気持ちでこれまで取り組んでまいりました。しかしながら、この年次、今答弁の中にもございますように、特にどこの国というのはあまり言えないのですが、周辺の某諸国から大変ごみが、ペットボトルとかが非常に漂着しまして、これはもはやこの法律の中でも外務省の官吏もいっているわけですが、国がある程度外交的な交渉のもとで、この対策をする必要があるんじゃないかなと思うわけですよ。そして、この法律の29条によりますと、国はこれらの漂着物を推進するため必要な財政上の全面的な措置を講ずる義務があると明記されています。

こういったことで、先般、観光課を中心として作られました観光ルネッサンス調査事業の中でもモニターの方々からの御意見の中で、やはりきれいな海岸をという意見がございます。そして、問題になるところは、この今大金久海岸とか、それから前浜、そういったところは大体その陸からそういった機動力のある重機とともに入れましてできるわけですが、なかなかこの話を伺いますと、与論には60カ所の小さな浜があるようなんですが、特に北海岸辺り、南海岸辺りはその崖になっているところもございまして、なかなかこの手の届かないところもあります。そういう中にまた意外とそういったごみ類が集積されているような箇所もありまして、担当されている環境課長始め、皆様方の御苦労はもう察するに余りあるところがあります。こういった問題は、先般、先進地視察の際にも、研修の際にもいろいろほかの町村からもございました。そういうことで、これは広域的な課題でございまして、やはりこの国費をベースにした奨励予算で必ずこれを法制化しまして、この処理対策、制度を創設していただく必要があると思います。

そこで、いろいろこれから今度の奨励事業の中でも、来年から始まるわけですが、この中で、こういった問題も町長のほうとしては強く国・県に申し入れをしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず奄振の問題からお答えしたいと思いますが、奄振については、今度、公共と非公共で今までにないような非公共部門に非常に予算を増やしていただきたいという要望をしています。来年度の奄振が実際に認められるかどうか、今が瀬戸際というところでありますけれども、非公共が大体、これはまだ検討中ということなんですが、60億円ぐらいをみているわけであります。その中で、運賃関係を50億円ぐらい、あとはその他ということで大体そういう考え方で進めようではないかという話をしているわけでありますけれども、その他のほうで、環境整備については、大いに行っていきたいと思っております。

それと町としても環境整備については、25・26年度の事業計画と併せて、観光地として夏場だけきれいになる、ヨロンマラソンがあるときだけ海浜がきれいになるということではなくて、1年を通してきれいな海を維持することによって、お客様の増につながっていくのではないかという考え方をしております。また、与論町所有のビーチクリーナーがありますが、大分老朽化していますので、そろそろそれを何とかしなくてはいけないということを今検討しているところであります。年中海がきれいになるように、いろんな事業を組み合わせて頑張っていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今ございましたように、ビーチクリーナーの購入の問題あるいは処理費用の問題、人件費的な問題、いろいろな機械類、そういった経費がかさんでくるわけですけれども、こういった問題は、やはり県と話し合う必要があると思います。それで、各島々ばかりではなくて、県の出先である沖永良部事務所というのがありますので、今は各地でそういった協議会があるわけですが、この漂着ごみの問題に関しては、近年の状況変化によって出てきているわけですが、こういった問題に関しては、鹿児島でもPM2.5がもう桜島の公害と混ざって、環境悪化をもたらしている問題もあります。ですが、与論にもそういう問題もあるかもしれません、こういった問題は、やはり沖永良部事務所で和泊、知名、与論という3者会議を早急に立ち上げていただいて、定期的に年何回かこの対策会議をしながら、こういった備品の購入に関しましても、国費が引き出せるように、また、こういった緊急雇用特別対策事業とかの人件費問題も出せるように、予算獲得に関しては、今頑張っていらっしゃいますけれども、この連絡会議を立ち上げて、その中で地域の問題として取り組んでいく必要もあるのではないかと思います。

そういうことで、環境課長にお尋ねしますけれど、今そういう動きはどうなんですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいま御質問の海岸漂着物に対する広域と申しますか、南3町ですか、そういうレベルでの協議会を持つことはまだ話にはのぼっておりません。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） なるべくこういった問題は、離島の場合は、大体共通な問題でありますし、また潮流・海流の関係も大体似たような環境にあるわけで、町長がなるべくこういったことを3町で県も交えて対策会議、連絡会議とかをもつて、そういう国への働き掛けとか、そういうのを強くできますように、この対策会議を設置する方向で御尽力されたらどうかと思うのですけれど、町長どうでしようか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今御指摘の件につきましては、大変重要なことだと思っております。今後、一つの課だけではなくて、連携して、総合的な新たな助け合いをしながらやっていけるような組織をつくる必要があるのではないかと。その件については、以前から観光課と環境課についてはそういう対策が必要なのではないかということで、考え方として話し合いはしているわけでありますので、これを進めていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつ前向きに検討していただいて、なるべく合理的にできますように、ひとつお願ひしたいと思います。

それでは次に、百合ヶ浜を始め海浜地等に放置されている、また港の至るところにある廃船対策についてでありますけれども、このほとんどの舟がF R P廃船のようですが、このF R P廃船に関しましては、今のところそういう補助事業はなく、漁船に関してはあるようなんですが、この遊漁船とか、そういうF R Pの一般的なものにつきましては、民間でこれをされているようでございます。ちなみに、今料金をちょっと調べさせてもらったんですが、5メートルの船で大体4万円ぐらい、10メートル船は17万円、12メートルの船は21万円程度の持ち込みでリサイクル料がかかっているようですが、我々のこの与論島の場合は、膨大な海上運賃、船をそのまで運ぶとなると、この船の海上運賃だけでもう大変な料金になるわけです。そういうことで、船の場合は、容積で料金が決まりますので、容積を軽減するためには、なるべく島で前処理をするとか、いろんな方法があると思いますが、そういう専門の業界があるわけで、そちらのほうに研修に行かれたり、また研さんを積んで、あるいは専門家の業者をこちらに呼んで相談をするな

りして、その検討対策会議からまずスタートさせて、そして経費の問題に関してもなるべく安くできるように、検討を重ねていただけたらどうかと思います。町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の漁協長ともいろいろ相談をしながら対策をということで、持ち主のほうにいろいろとお願いをしたりしてきているわけですが、御承知のように、その対処費用が非常にかかります。しかもこのF R Pというのは、与論では対応ができないということで、持ち出して解体しないといけない形になっているもので、非常に費用がかかるということで苦慮しているところですが、今後、そうだからといってそのまま置いておくわけにはいきませんので、今後、処理していくのかどうかをきちんと調査しながら、それに対してどうするかを検討していきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） この船の処理に関しましては、その後継者不足も一つにはあるのではないかと思うのですが、使われなくなった船が大分あるわけです。そういうことで、先般の議会報告会の中でもこの問題については問題提起されました。なので、この避けては通れない問題を漁協とも話し合いをしたり、そういった専門の業者を呼んで、話を聞いたり、与論島の場合、どうしたらいいのかという方向性を見出すためにも、ある程度そのガイドラインもつくるなくてはいけないわけですから、それに関しては、職員のほうで業者と接点をつくっていただいて、調べていただいたり、そういうことが必要ではないかと思います。そういうことでひとついろいろ検討をお願いしたいと思います。

次に、空き家のことに関してなんですが、廃屋というと少し語弊があるわけですけれども、県内では鹿屋市、そして先般和泊町のほうでこの対策条例が制定されています。和泊の場合は、行政代執行、条例の制定も併せて行われていますが、強行政代執行というのは、国の措置であるわけですけれども、しかるべき合理的対策、手続きを経まして、地方がその代執行の認可を受けて、その経費を使用者からいただくという方法、あるいは補助金を出してその対策をしていただくという方法、また三つ目としましては、その家の持ち主から寄附をしていただいて処分する方法といろいろあるわけですが、持ち主がいない建物とかが中にはあるのではないかと思われます。ですが、これはその景観もさることながら、環境問題、それから台風等によってトタンあるいは壁等がはがれて、周辺の町民の民家等に被害をもたらすということも大いにあるわけです。これは与論島だけの話ではなくて、全国でも竜巻などたくさん起こっているわけですから、これはもう全国的な問題だと思う

のです。そういった災害もあるわけですから、この特例みたいな災害は別にしまして、廃屋が野放しの状態になった状態ではこれが被害を及ぼすということも、避けなくてはいけないわけで、前向きに対処していく必要があると思うのです。今回、百合ヶ浜のほうにコテージ村建設が計画されておりますが、そういう新しいものをつくりながら、民間サイドとはなりますけれど、その周辺の廃屋的なところというのは、そういう素晴らしいものをつくろうとしても、やっぱりイメージが多少悪くなるような感も受けます。なので、こちら辺を先送りするのではなくて、やはりそういったほかのところの例も鑑みながら本格的に進めていただきたいと考えているのですが、町長はどう思われますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この廃屋の問題についても前からずっと出ているわけであります、今回の場合は台風が続き、台風災害と今まであった廃屋とがごっちゃ混ぜになっている状況になっているわけです。そういうことで、一応台風の後始末ということで、がれき等いろいろ受け入れるのは町で受け入れて援助しているわけでありますけれども、問題は、それを処理する業者が全く今対応しきれない状況にありまして、実際に各業者に当たってみたのですが、それどころではないという回答が大分あります困っている状況であります。和泊の場合は景観条例をつくっているわけですけれども、与論の場合は、あと一・二年は内容に応じて補助制度もできておられますので、早急に対処すべきものをやるようにしてから方向づけをする必要があるのではないかと思っております。今実際に、整理したい人はたくさんいらっしゃるわけですから、業者がそれに対応しきれない状況にあるわけです。その点が落ち着いてから、方向づけをする必要があるのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 昨年の台風の後始末ということで業者さんが大変だという実情はみんな察するわけですけれども、そろそろまた台風も近づいているようですし、今年は町制施行50周年という素晴らしい節目の年ですので、スクラップ・アンド・ビルト感覚で新しいものをつくるわけですけれども、こういった過去のものもまた百合ヶ浜のほうで今手をつけていますけれども、民間の建物に関しましても、そういう用途を廃したものはなるべく合理的に処理できるよう検討していただきたい、話し合いのための会議を持っていただき、ガイドラインをつくれるよう努力していただきたいと思います。

次に、町有地の境界未確定のことですが、この問題は与論町というか、与論村の時代からの、相当昔からの懸案があるようでございまして、もう既に時効的な問題があるようなところが大分見受けられる気がします。この問題は、私も少しは経験

があるのですが、職員でこれを対応するのは、本当に難儀だと思います。それで私からの提言なんですけれども、一つの法制や法律の問題、それから訴訟の問題、それから町民の相続の問題、それから職員の精神的なストレスといいますか、特定の職員がこれを担当して、行うことは本当に大変だと思うのです。課長も大変ですし、職員も大変だと思うので、こういった問題は、処理しなくてはならないこともあります。そういうことでスピード感や効率性等、合理性等を考慮した場合には、熟達した弁護士事務所とかに丸投げといったら少し語弊がありますけれど、委託をして、裁判問題も含めて、そういう方向づけをしたほうが合理的にスピードイーに進められるのではないかと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 基本的には、その場所・場所の問題で、地域の方とのいろいろな兼ね合いがありますので、委員会を組織して、一つずつ解決していきたいという考え方をしているわけでありますけれども、委託ということまでは考えたことがなく、今度検討させていただきたいと思いますが、基本的に今まで行なっているあれもこれもというのではなくて、一つの事件に対して関連のある人たちにお願いをして、それで当たるという方式でいきたいと考えて今まで進めてきています。たくさんの解決すべき問題が、もう何十年前から山積しているわけでありますけれども、一つずつ行っていくほかに方法はないのではないかと思いまして、順番を決めて一つずつ行っていきたいと思い、今進めているところです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） これを一つずつ、1件ずつ進めようとすると、町長は一人しかいらっしゃらないから、町長の立場としては、そのようになるわけですけれど、土地の占有権には時効があるわけですが、そうなると全体的・総体的に対応する必要があるかと思うのです。どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 時効の問題については、これは議員さんが現役時代も話したり、時効に係る問題については、早期に手がけようということで、実際に行ってあるところもあるわけで、その点は気をつけていきたい。私どもは今までずっと引き継いでこられた中で検討したときに、そういう問題が相当ありましたので、それは気をつけていきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、答弁書の中でございましたように、専門委員会の中で委託の方法等も勘案されながら、是非検討されてなるべく合理的にできますよう期待をしたいと思います。

次に、健康保険税のことなのですが、先般の臨時議会で5300万円を一般会計から繰り入れされました。この問題は、与論町の慢性的といいますか、診療所のころからこういった問題は大変厳しい問題がありまして、財政担当者のほうも大変苦慮されているのではないかと思うのですが、先般の議案の5300万円の審議の中で、議員のほうから町長へ、今後の対策や町長の今後の考え方はどう考えていらっしゃるかということで、町長に質問がありました。その中で、町長は、今後の保険制度は県が保険者となって運営していただきたいと要望しているとの答弁がありました。しかしながら、現在の健康保険税の法律のもとでは、事業主体である保険者は、市町村または特別区と限定されておりまして、ですから、全国の都道府県が一応に保険者となって事業を進めるというのは、大きな法律の改正が必要でございまして、その実現性を期待するのは理想的ではあるのですけれど、実現性としてはかなり難しいのではないかですか。どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについてでありますけれども、大分事態が進展いたしました、私どもにとってはいい方向ではないかと思っているわけでありますけれども、現状は町が事業主体になっているけれども、それを県にお願いしたいという話をしております。ところが、県のほうは広域事務組合でということで振っていると聞きました。それを国のほうは、県にやってもらいたいという方向であると聞いていますが、先般、各県知事の会合で、国との会合で赤字部分を国が補填するんだったら受け入れるという話しがあるようです。これは新聞等での報道でありますけれども、それで結局県が引き受けて、事業主体になる可能性が非常に大きくなってきたということです。実は、事業主体が県になったときには、現在の保険料が私ども与論町は4万円余りなのですが、県の平均は6万円を超しているのです。そうなると、県が事業主体になったら、私ども与論町も6万円まではいかなくとも、相当上がる可能性があり、それだけ私どものほうが非常にいろいろな工夫をして頑張ってきた証拠にもなると思うのですが、保険料は与論町はすごく低いのです。そういう点もあって、県が事業主体になったときには、赤字補填はお願いできても、町民の負担がどうなるかという問題点が一つあります。これを極力低くしていく運動、具体的にはまだ考えてないのですけれども、大島郡の各首長で相談していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今町長からの御答弁で、県が保険者となる場合には、赤字分は国が補填してもらえるのでしたら、県は知事会の中で、県が受け入れてもいいとい

うことになれば、法律を改正して、それに変更になるということは考えられるわけです。垂直的に考えてそうなるだろうという見方をされていらっしゃいますか。そこまで至るまでの間なんですけれども、先ほどの答弁の内容は、これが現状だと認識されておられるわけですが、施政方針の中で言われていることは、独立採算制に向けた早急な対策を検討していくとおっしゃっているわけですが、そのことに関しての説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このことについては、さっきも少し述べたのですが、健康な高齢者が一番大きな問題になるわけです。与論町の国保の保険料は60代以下までは奄美でも、鹿児島県でも最下位なのです。ところが、高齢者のはうが大島郡一高いということで、非常に差があるわけです。その対策としては、高齢者の方に健康に過ごしていただくのが一番手っ取り早い方法だということで、いろいろなことを町民福祉課のはうで考えて実践しているわけであります、一つの例として、温水プールをつくったのも、この対策の一環としてお願いして行ったわけであります。これは一番には保険料を少なくする以外に方法がありませんので、保険料を下げるにはそれしかないと考えております。それと定期的な検査を徹底して受けていただくこと等を心がけて行っていますし、これからも行っていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） わかりました。保険料が与論の場合安いというのは、これは町民等しくありがたいことだとは思うのですが、膨大な法定外の一般財源をこちらのほうに投入するというのは、これは考え直す必要もあるのではないかと思います。それで歳出を抑制するためにそういう健康指導、あるいは町民の健康づくりに対しての啓発をされていることは、大変ありがたいことだと思うし、これは一層進めるべきだと思います。

そこで、一つの提案なのですが、この健康保険税の課税の仕方なのですが、これには3つの方式があるようでございまして、第1方式、第2方式、第3方式というのがあるようなんですが、与論の場合は、第2方式ということで、基礎課税としまして、その内訳としましては、所得割額、そして、保険者平等均等割、それから世帯別の平等割、その3パターンです。沖永良部の場合は、第1方式、いわゆる所得割、被保険者の均等割、世帯割、これに加えて資産割がされております。そこで、お尋ねしたいのですが、この第1方式を加味した場合は、土地に対する価値、それから土地の譲渡、公共用地にしても、それから民間の土地の譲渡にてもこれに課税ができるようになっているわけですが、そこら辺の課税の方法等も今後、検討が必要なわけで、これまでとは違ってそこら辺の一般的、全般的に町民全体の率を上

げるということではなくて、所得割の中で、そういった資産課税も考慮する必要があるのではないかと思います。具体的なことを申しますと、土地・資産を多く持っているいらっしゃる方、高額所得者など、そういった方々の分の資産割額が設定されてくるのではないかと思うのですが、そこら辺のことも総体的にシミュレートする場がもっと必要ではないかと思うのです。試算をしてみると、資産の試算ですけれど。試算をした場合にどのくらいの税収が上がるのかという、そこら辺の検討もこの場で併せて検討してみたらどうかと思うのですが、税務課長はどう思われますか。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（久留満博君） 今高田議員が言われた、固定資産を加えた保険税につきましては、以前は与論町もその方式をとっておりました。しかしながら、観光の長期低迷によりまして、特に建物関係の分を外そうということで固定資産分はこの課税から外しているわけなのですが、鹿児島県下で今12市町村だけが固定資産関係を外しております。奄美の中で課税されているのは3町村だけなのですけれども、税額を計算した上では、確かにいろいろな方式も必要だとは認識しておりますが、21年度から24年度までの保険税の額を見てみると、21年度からすると約2500万円ほど減っております。その理由というのは、どちらかといいますと、所得割の保険税のほうが安くなっているということもありますので、今我々のほうで考えておりますのは、この所得割をいかにして上げていくかという方策を検討して、今後第一次産業、第二次産業の盛り立てといいますか、その方法を考えた上で、どうしてもそれでも足りないときに資産割とかは考えていくべきではないかと私は考えております。

さらに、前回もありましたが、ちょうど2カ月が過ぎたわけなのですが、現在の医療費についても大体与論町の場合は横ばいできております。先ほど町長の御答弁にもありましたが、郡内でも保険税については高いほうではありませんので、何とか昨年、あるいは一昨年の大きな農作物への被害等を考えてみると、もう一度やり方について農政担当あるいは観光担当と協議をしながら進めていかなくてはならないのではないかと思っております。

資産割については今一度検討させてください。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 与論の人口をみてみると、昭和55年から今まで、毎年60人ぐらいの人が減っています。また若者は島から出て、高齢化がますます進んで、与論町は高齢化していくわけですが、そうした場合に、この問題をどうするべきか。資産割というのは、そうであるんですけども、こういった所得とか、そこ

ら辺のそれにだけ依存するというのは、これは大変無理が出てくるんじゃないかなと思うんですよ。それで総体的な人口の推移、あるいはまた年齢層の推移とかも勘案して、この財源をどうやって確保していくか。一般財源で補っていかなくてはならないというのをやっぱり優先的に考えていかなくてはいけないのではないかと思います。そういうことで、今税務課長からの答弁もあったわけですが、今後そういった問題を、深く検討しながら、資産割にも目を向けていただいて、是非検討してみる必要があるのではないかと思います。

そういうことで、時間もきましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は7番、野口靖夫君の発言を許します。

○7番（野口靖夫君） 平成25年度の一般質問をこれからするわけですけども、町長、私が久しぶりに質問することではなくて、こっちは町民のために一般質問の時間を貯金してあるんです。普通私に与えられた時間は1時間しかないのですが、きょうは3時間ぐらいいただきましたのでじっくり質問させていただきたいと思います。

まず第1点は、もう通告してありますけれども、奄振のいわゆる奄美群島特別措置法の改定期に当たるわけなんですが、その改定期に当たって、今本町としてはどのようにして取り組んでおられますか。どのようなことを重点事項、重要施策、要望事項として織り込んでいかれようとしておられるのか。

そして、そのためにはどのようにして行動してされておられるのか。これをじっくりきょうは町長と相談して意見交換といいますか、政策論争をしてみたいと思います。

第2点は、土木に関することなのですが、これは土木課長、耳を澄ましてよく聞いてください。もしかしたらこの論争の中で、おそらく課長の心に当たるぐらい、いわゆる頭にくるような言葉を私は言うかもしれません。一応冷静に話すようにしていますが、課長のほうも冷静にお答えをいただきたいということなんです。

それで、まずその土木関係の道路のことなんですけれども、1点めとしては、もう通告してありますが、県道、茶花小学校付近の野本商店のT字路、あの交差点の改良整備について。

そして第2点めは、東区の十字路です。東区の十字路の改良整備について、執行部である町長部局は県に対して今までどのような行動をしてこられたのか。もちろん町は一生懸命やっていると思います。県に対してどのようにして行動してこられたのか。そしてその結果がどうなったのか。そして、これからどうしようとしてお

られるのか。それを第2点目としてお聞きしたいということなんです。

第3点めに、町長も非常に御理解いただいていると思いますが、消防署、分遣所、分遣所の出口が1カ所しかないのです。いわゆる古里・茶花線の道路に出る道しかないのです。与論高校の教頭住宅、そこの教頭住宅の横に出る道しかないのです。もしもあの出口で大きな事故が起きて、分遣所の優秀な職員、そして機材、これが活用できないで、あそこが封鎖された場合、そういうことでも起きた場合に、果たして今の分遣所に通じる道路1本だけでいいのかどうかということを質問してみたいと思います。この問題は今に始まった問題ではないです。私が以前議長をしているときに、あるいはまた、広域事務組合の議員をしているときに、いわゆる消防議員をしているときに、当時の平田分遣所長が、所長とあるいはまた沖永良部本所の所長と交渉をしておられました。そして、本町のほうでは、これは必要だと。私が言っている趣旨に沿って、反対の原田さんのところ、与論高校の裏門のほうからもう一つ道路をつくったほうがいいのではないかということで、それはもう私はそういう理解をいただいております。これはもう十何年前からの話なんです。それで、じゃあ地権者はどうなるのかと。そこに出すためには地権者の同意が必要なのです。地権者の方は賛成なのか。譲ってくれるのかということを確認しました。そしたら地権者の方は、その当時、その地権者の麓さんはまだ御健在でした。今はもう亡くなられましたけれども、御健在で、そういうことならばそれは協力させていただきますということで、ある程度進めていたんです。ところが、当時の分遣所長がそれは要らないと、本所に対して要らないということを言われてまして、この計画はなくなりました。そういう経緯がございます。私としては、本当に我が島の住民の、町民の生命と財産を守らなければならない分遣所が袋小路の中にあるということなのです。利用しようにも表に出られない。そういう災害のたびに出られない。そういうことでは困ります。奄美群島あるいは日本全国回ってみても、そういうところはありません。必ず違う出口があります。だからそういうことを考えたときに、これはなぜ今まで放置されてきたのかということを思うときに、私の責任もあります。また、町長の責任もあります。ここにおられる消防議員、今やつておられる広域事務組合の消防議員の責任もあるわけなんです。だから、我々は誰の責任というよりは、果たしてこの問題を誰が解決するのか。お互いが解決しなければなりません。私はそう思っています。そのことに関して、この3点をじっくりきょうは政策的に議論をしてみたいと、納得がいくまで議論してみたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問に順を追ってお答えしたいと思います。

まず第1点についてお答えします。平成26年度から始まる次期奄振法に係る施策・事業の考え方については、地元が自主性と責任を持って奄美振興を推進するために、公共事業及び非公共事業をバランスよく弾力的に実施していく方向で国や県に強く働きかけを行うこととしております。

このため、奄美12市町村が一体となって、国の方針や県計画に今まで以上に主体的に関わり、自立的発展を目指すための10年度の将来像を描いた奄美群島成長戦略ビジョンが本年3月に策定されたところであります。

その中で、例えば航空運賃及び航路運賃の軽減や農林水産物輸送コストの低減等の実現に向けた財源の確保を重要課題として、非公共の交付金制度の創設を求めているところであります。

また、農業、観光・交流、情報に係る施策を重点3分野・基軸としつつ、独自性を發揮するため、文化と人材の集積を図るための定住の2分野を加えて、有機的に連携させた産業振興・人材育成策の展開を目指すこととしております。

なお、本町の振興発展に係る施策等につきましては、この戦略ビジョンの方策に沿って、町の第5次総合振興計画及び実施計画の中から対象となる個別・具体的な事業を要望し、実現に向けて最大限の努力を注いでいく考えであります。

次に第2点の1点めについてお答えします。本地区については、平成24年6月に県に対し県道与論島循環線茶花地区における歩道の設置等改良整備について要望書を提出しております。これは、与論病院入口コイン給水交差点から野本商店前交差点までの区間ですが、全線は難しいことから、県とも協議を重ね、特に危険箇所でもある88（パチパチ）商店前交差点から野本商店前までの区間と、町道船倉・茶花線との交差点を最優先箇所の一つと位置づけ、隣接地の地権者、借地人及び借家人から交差点改良事業への同意をいただき、沖永良部事務所と与論町が同時に平成26年度交付金事業で、それぞれに予算要望をしており、今後も県と連絡調整を密にし、事業として着手できるよう進めてまいります。

次に第2点の第2点めについてお答えします。本地区については、継続要望中でありますが、平成25年3月に与論町交通安全協会・ヨロン島観光協会・与論小学校PTA・与論中学校PTA・東区自治公民館の連名により、県道改良整備に係る全地権者や固定資産所有者の同意書を添えて陳情があり、鹿児島県に進達したところであります。本地区の沿道には、自治公民館、スーパー、小売店、民宿等が密集し、本地区的児童生徒の通学路であります。また、買い物客等の一般車両の農産物運搬車両も多く、大変危険な状況にあり、歩道の設置等改良整備を要望しておりますが、総事業費に対する補償費の比率が高く困難な状況にあります。しかしながら、本地区は重要地区であり、どうしても事業推進が必要であり、事業のあり方と

しても、全てを県にお願いするのではなく、変則十字路となっている町道改良を含め、交付金事業等様々な制度の活用を町としても検討してまいります。

最後に第3点についてお答えします。御提案の与論分遣所への南側からのアクセス道路の確保につきましては、ごもっともな御意見であり、実現に向けて検討をする課題と考えております。

なお、新たな道路部分の設置につきましては、沖永良部2町と本町とで構成する沖永良部・与論地区広域事務組合に係る事業であることから、事業主体となる広域事務組合における検討はもとより、関係3町による合議を経て進めていくことが必要と考えます。

御提案の事業実現に向けて、今後検討及び同組合等への働きかけを行ってまいりたいと存じます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） まず奄美群島特別措置法についてお伺いします。この奄美群島特別措置法をなぜ私がきょう質問したかと申しますと、大事なことはキーワードなのです。キーワードは何かといいますと、奄美群島特別措置法は誰のためにあるのか。本当に奄美群島民のためにあるのかということが大きなキーワードなのです。私たちが今まで奄美群島特別措置法の延長を勝ち取ってまいりました。だけではつきり申し上げて奄美はほかの地域と比較した場合本当によくなっています。今までやってきたことが全てが悪いということではありませんが、方法や手段、考え方を変えていき、この奄振改正の時期に変えていく必要があるのではないかということを申し上げたいのです。

まず第1点としまして、まず地元の我が与論町についてから申し上げてみたいと思います。いつも私のところにはこの徳田毅事務所から、あるいはまた園田修光先生が代議士をしているときは、園田修光代議士の事務所から各年度の奄美群島開発事業の内訳表というものを送ってくるのです。この中身を見たときに、与論町の町長は大変失礼ですけれども、頑張っておられることはわかりますが、非常に残念に思うのです。この中身を見るたびに、誰のためにやっているのかと思ってしまうのです。町長も議長も、私が議長をしていたときも、我が島のために、島益を守るために、我が島の振興発展のために奄美群島特別措置法を活用して、我が島の特異性をつくり、振興発展を図ってきたつもりでもあるし、町長もそういうおつもりだったと思います。そのときに、この中身を見たときに、本当にこれはもう泣きたくなるぐらい少ないので。ほかの市町村やあるいは鹿児島県のほうに言わせますと、それは費用対効果という言葉で表されます。島が小さく、経済力が弱いということで、すぐ弾かれます。そうではないと思うのです。我々の島は小さいからこそ奄美

群島特別措置法だって、基盤が弱いからこそ奄美群島特別という措置法があるのであります。そう思うときに、私たちはこれから我が島の観光をどのように進めていくのか。あるいは農業をどのように進めていくのか。与論は農業、漁業、観光、畜産しかないのです。この4大基幹産業をいかに振興させるかということを常に念頭に置いて、我が与論町民の人口を思うと、これではいけないということで、命がけで我が島の4大基幹産業を発展させ、行動計画を展開していかなければ、これは本当に溺れてしまうのではないかということを思ったからこそ、きょうは質問をさせていただいているわけなのです。

もう1点は、この間新聞等でもありました鹿児島県の開発促進協議会の会長は池畠県議会議長、副会長に平安知名町長が就任されました。その中で、奄美群島特別措置法の位置づけというものが重要だということで改定して、中身のあるものをやろうということで決定されております。その中に、大きな目玉商品として、いわゆる一括交付金をいただきて、その一括交付金のもとに、その創設の下に、新聞紙上にも出ておりましたが、我々が一生懸命要望しているところの航空運賃の軽減、農林水産物の輸送コストの軽減、この費用に充てようではないかということで決めて、それに向かって行動しているみたいであります。

そこで、この前鹿児島県議会で与県会議員が、この件に関して質問しております。私もその質問をしようと思っていたのですが、先に与県会議員が奄美を代表して知事に一般質問しているのです。その中で、知事が非常に厳しいということを答弁されておられます。本当に厳しいかということなのです。何で沖縄特別措置法ではできて、奄美群島特別措置法ではできないのかということを言いたいのです。沖縄は安全保障上の問題があって、基地問題があるから当然だと人は言うかもしれません。だけど町長、私はおかしいと思うのです。その中身が欲しいということではなくて、沖縄の陳情行動は、奄美群島や鹿児島県の陳情行動と違っているのではないかということを思うからこそ申し上げているのです。どういうことかといいますと、これは川上副町長も御存じかと思うのですが、ある大臣に陳情をしたことがあります。そのときに、こう言われました。沖縄は与野党一丸となって、必要なことに関しては与野党一丸となって陳情してくる。この問題は運輸省関係、国土交通省関係、この問題は農林水産関係と。何かあった場合は、これは与野党一丸となって沖縄県選出の国会議員は与野党問わず行動する。だけれど鹿児島県選出の国会議員は、こう言っては大変失礼ですけれども、みんなばらばらなんです。これがおかしいということを言われたことがあるのです。私が見てもそういう気がします。また、大変言葉は悪いかもせんが、我が鹿児島県の県職員もそうなのです。我々みたいないわゆる費用対効果が少ないところには、鹿児島県の職員は、本

庁の職員は、目もくれません。だけれど鹿児島県の本土に対しては、大変目配りをしてくれる。そういう差があるので。そして、本省、国に向かっては、低姿勢なのです。沖縄県の県庁職員は国に対しても堂々たる陳情です。鹿児島県の職員は怯えている。頭ぺこぺこなんです。そういう差が出てきていると思うのです。だからこれを一括交付金問題を、交付金制度を確立してほしいということを県会議員が質問したところ、知事が極めて厳しいというのであるならば、そこら辺を奄美群島市町村長が一丸となって、本当に中央に向かってやるべきだと、行動を起こすべきだと思うのです。そのために国へ陳情するために東京へ25日に市町村長は登られるでしょう。これが一番のチャンスだと思うのです。この前15日に徳田毅衆議院議員から与論島で国政報告がありました。そのときに、徳田毅衆議院議員はどう言ったかと言いますと、いわゆる一括交付金制度によって、運賃の軽減や飛行機運賃の軽減を図っていきたい。そのための奄振法だから奄美の市町村長も出てきてください。それで鹿児島県知事を中心にして我々がそれをしようではないかということが公認となっている。そこを本当に利用していただきたいと私は思うわけでありますが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 非常にごもっともな意見で、私も町長に就任して13年になりますが、常に思ってきたこと、また実現できなかつたことを本当に指摘されたのではないかと思っております。

まず第1に、奄振の予算についてであります。今まで大体奄振の予算の2%から一番多いときで4.3%が一番多かったと思います。このことは、私も最初から国営事業が対象にならないので、県営事業を、うちの職員も皆その思いでやってきたわけですが、県営事業をしてくれと、県単事業を多くしてくれということで相当県のほうにはいろんな角度からお願いをしてきたわけですが、確かに、奄振でいくと非常に微々たる予算になってきているわけです。その中で一緒になって陳情はしてきたわけで、与論はあんまり関係ないからということできぼったことはないわけですけれども、そういう点は非常にはがゆい思いもしてきたわけであります。一方見方を変えて、私ども与論町の事業の達成率を見てみると、必要とする事業でみると大体一番達成率がいいというわけではないけれども、大体同じぐらいの達成率というのが数字からいってわかるわけですが、ただ島が小さいからということで、事業が少ない理由は、絶対にそれはあってはならないと思ってやっているわけですけれども、力が足りない点もあるかと思います。けれども、ほかの地域との差が国営事業という形では相当差がつけられているのは、否めないところです。ただ今後、それに代わるものを作ることについては、ほかの島以上に

努力していかなければならないのではないかと思っておりますので、その点は議会の皆様方の援助も非常に必要かと思いますので、御支援をお願いしたいと思います。

それから2番目の交付金についてであります、まず最初に議員がおっしゃいました、奄振が奄美のために確かにになっているかという点であります。確かに、私ども与論町の立場からみると、どっちかというと、非公共をやったほうが私どものためにはなる可能性が非常に大きかったという思いがして、奄美の活性化は交通運賃、輸送料とかそういう費用をどう補填するかで決まる。私ども与論町を鹿児島の湾の中に持ってはいけないわけですから、それだけの交通費をやることが一番の振興につながるのだと。事業を起こしたり、何したりするというのも必要であるけれども、それは二の次で、対等に他の地域と競争ができる条件整備をするのが一番だということを訴え続けてきましたけれども、今回の奄美の、先ほど県知事が非常に難しいというのを新聞で、与県議員に回答されたので、非常に痛い思いをしているわけですが、そんなことを言っておられる状況ではないということで我々は今回死ぬか生きるかの瀬戸際にあるわけで、この交通関係の条件整備ができれば、私どもは競争上同じ立場で、ほかの地域とも競争ができるという最後の望みではないかと思って、今回は行くわけであります。最初は代表ということでありましたけれども、自分が発言をしまして、ほかの陳情はしなくてもいいと、今度が勝負時ではないかと、みんな行くべきではないかということで、全員で漏れなく行くということでお願いをしたわけでありますけれども、是非頑張ってきたいと思っております。その内容については、私の目標としては、これが受け入れられる約束ということではなくて、考え方として290億円のうちの60億円を何とか非公共に持ってきて、そのソフト面の充実をやっていただけないかというふうに。主に交通関係の補填をしていただけないかという思いで、具体的にいろいろな角度から検討して、その資料を持って行くことになっております。

それから最後に、陳情するときの先生方との一体感といいますか、そのことについては、私どもとしては野党の先生方も含めて一緒に行くということは経験しておりません。そういう点も御指摘のとおりではないかと思います。今後、これは先生方にお願いして、共にお願いをする必要があるのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 町長、私は一緒に行動してくださいということを申し上げたのではないのです。私が申し上げているのは、奄美群島の市町村長で、一緒に行ってください、与野党の議員も一緒にしてください、やってくださいということではなくて、沖縄と比較しますと、沖縄は自主的に、沖縄選出の国会議員はこれは沖縄県

のためになるということであるならば、与野党を問わず自主的に行動しておられるよと、一丸となってやっておられるよということなんです。だからそれだけ差がありますよということを申し上げているのです。

それと、私は何で最初に誰のためにその奄振があるのかということを申し上げました。というのは、我々は間違った陳情は出していないのです。ただそれが奄美群島にはね返ってくるのが少なかったと、見返りが少なかったということを申し上げているのです。だからそこを変えるべきではないかと最初に申し上げました。それはどういうことかと言いますと、我々は会社をつぶしたら与論に飛行機が飛んできませんよね。船もきませんよね。だからそのために、我々は会社を維持するために、力いっぱいにまずは陳情行動をしてきた、例えば、航空運賃、離発着用の経費代、燃料代、そして機材購入、飛行機購入補助金、こういうことをやってきました。それを国に認めてもらってやってきました。そのために、与論島に飛行機が来るようになるということで、飛行機の安定した運営を維持するために我々はやってまいりました。ところが、それが今度はまたその価格、いわゆる運賃がはね返ってこないのです。やることはやったのだけれど、飛行機は買ったのに四国のほうに飛んでいっているというような感じです。島で持てるんですよ、飛んでる飛行機は。自分の会社の維持のためのように見受けられるからこそ、これを改善するために行動すべきではないかということを申し上げているのです。

それで、大田議長が平議員のときに、町長に質問をしておられました。というのはどういうことかと言いますと、国のボーディングブリッジのことです。奄美の中でボーディングブリッジで船に渡るのは奄美市だけなんです。ほかの港はマルエー船のタラップを登るのに大変島民が苦労しているのです。そのために、何とかその船会社や、今奄振の中に取り入れて、せめてボーディングブリッジの補助をしてくれないだろうかということを大田議長が質問しておられました。そういうことは与論町だけの問題ではないのです。奄美群島全体の問題なのです。だから奄美群島の市町村長が東になって、そういうことに奄振を使っていただきたいということを陳情すれば、必ずその要望事項は、これは実現できるものと私は思っています。そのために奄美群島の市町村長が一丸となぜならないのかということを申し上げたいのです。

そこで、どうかひとつ、私は南町長が町長をしておられる間は一般質問はしないでおこうと思っていたのですが、でもあなたが憎いから言っているのではなくて、是非ひとつ、私が思っていることは、町長も私と同じ考え方だと思いますから、交付金が受けられるように最後の時期ですから、今が重要な時期ですので、頑張ってもらいたいという、いわゆる励ましの一般質問なのです。だから、言葉では大変失礼

なことを言っておりますが、その点はひとつ御理解いただきて、力強い陳情活動を展開していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に移ります。次は道路関係です。茶花小学校のT字路、東区十字路の問題であります。私は、陳情というものは議員がるべき問題ではないと思うのです。一括して執行部が、町長部局がやるべきものだと思っております。本当に私は、この答弁書をいただきまして、やっぱりという内容の答弁書なのです。行動を展開した上でお願いします。確かに、行動しているように見えます。私は物足りないから、鹿児島のほうに行くたびに担当部局に行って陳情を展開しております。そして私の友達が県会議員にお願いして、そして行っています。これは私がやるべき問題ではないのです。ただ町長部局、いわゆる建設課長あたりが、もちろん町長が先頭に立って、やれば簡単です。担当者は来年予算をつけてこれをやるといつてました。名刺もいただきました。もうしつこいからとは言わなかつたけれども、それだけの認識を持っていて、今年はこの茶花小学校のところの地主と交渉をして、来年は必ずやりますということになっているのです。そこまで進んでいます。町長が先頭を切ってやるべきことを私がやつただけのことなのです。だからといって町長に言いたい放題言って、あとは関係ありませんということもしたくないから申し上げているのです。

次に、東区十字路、これも町長の先ほどの御答弁の中であったように、町長は活躍されておりますが、その中で言われることは、何で与論の町長は県知事のところに行かないのですか。行ったことはありますか。どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 知事のところで事業をお願いしたのはただ1件だけ、県営住宅だけ行きました。あとのこととは担当課を通じて、この県営住宅の場合は、鹿児島県は一切つくらないという宣言をして、公表してありましたので、それをやるにはもう談判しかないということで、県知事のところに行きましたけれども、あとのこととはもう担当を通じてしかやっていません。全ての事業は全部そうしてやっております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 町長。そこなんですよ。県営住宅においても、我々は議会で自ら主的に3回、4カ年間、これはもうここにおられる議員の方全部知っていますよ。だめだというものまでこの議会でも動いたのです。そして、町長も動かれました。だから言いつ放しではなくて、言った以上は我々も責任があるのです。だから我々は騒動するのです。だから両方、執行部と議会が両輪のごとくというのはそこにあるのです。今言われたように、御答弁されたように、町長が一言「よろしく頼む」と

東区十字路に関して二、三回ぐらいでも言ったら大分違います。だけど町長は首を縦に振ってくれない。そういうことなのです。

それともう1点は、町長に、一番理解していただきたいのは、奄美で県道を拡張するとき、沖永良部も徳之島も大島本島も喜界も県道を拡幅するための予算が足りないから据え置かれているということをいつも聞かされるのですが、それはうそなのです。もうやっているのです。四、五年前からできなかつたところが着々と沖永良部も徳之島も喜界も県道整備に関してはもう済んでいるんです。だから、どういうことかと言いますと、市町村長の粘り勝ちということなのです。だからできるだけそういうことを沖永良部も徳之島も、喜界もそうだということを考えていただきたいと思います。沖永良部ができないから与論もできない。沖永良部は沖永良部の事情がある、与論は与論の事情がある。そういうことで、是非ひとつこの県道に関しては、町長が先頭を切って、1回は建設課長がお供して命をかけてやるのです。そのためには、是非力を貸してくださいということを、あなた方が熱心に動かなければこれは前へ進みません。建設課長を私は叱るつもりはないのだけれども、その情熱を聞かせてください。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） はい、ありがとうございます。私が建設課に入りました最大の課題です。東区の十字路の交差点改良、そしてそれに伴う変則の町道、そして向こうからカーブがありますが、カーブが小さいところ、そして茶花小学校前の交差点の改良整備、茶花小につきましては、2年前にいろいろと臨時交付金がございまして、それで対応しようということでやってまいりましたけれども、なかなかその交渉がうまくいかず、今日まで凍結状態でございました。しかし、この間、五、六回程度補佐と一緒に何度も足を運んだ結果、その地権者の方々からある程度御理解をいただきまして、それではやっていこうということで、実施調査に同意をいただきました。これについては、また26年度事業、27年度に向けて県と一緒にになって頑張っていきたいと思っております。

また、県道の朝戸地区等につきましては、今野口議員のほうが一生懸命頑張っていただいて、県のほうに行って活躍されていることは私も重々承知しております。執行部としても、沖永良部事務所の建設課と一緒にになって、建設課とどうしたほうがいいのか、これから先の問題点について毎日毎日、日々努力を重ねているつもりです。その中で、東区につきましては、新たに「いっちゅう」という観光施設もできました。そして斎場もできました。その関係上、県道としての機能をあまり果たしていないということで、当時の中止に至った経緯についても問題点はございましたけれども、新たに発生した県道と隣接地との問題点も県のほうにも考慮していた

だきたいということでお願いをしてあります。県だけでは事業はできないということも考えながら、それでは、私どもも一緒になって汗をかきますので、変則道路の箇所につきましては、また私どもが国の予算を利用している交付金事業で少しでも対応しますので、その半分は、県のほうでもお力添えをいただいて、一緒になってこの交差点を何とか改良していこうということで、先般も県のほうに、県の課長、係長、道路建設課、道路維持課のほうにも相談をしてまいりました。これから先はまた着々とですけれども、目に見えないところはございますが、職員一丸となってまた頑張っていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） あなたの情熱はね、私は本当に認めます。素晴らしいものがあると思います。だからそういう情熱でもって町長を引っ張って、町長はお忙しい人ですから、そのお忙しい中のちょっとの時間をお借りして、力強く陳情活動を展開していただきたいということを私は要望したいのです。だから、この計画というものは、今湧いて出たものではありません。これはもともとあった計画なのです。何十年も前にあった計画なのです。その計画を何十年間も我々は陳情してまいりました。本当ですよ。それはもう私が申し上げなくともいいことなのですが、最初から与論中学校から東区の十字路までは、これは一帯として、必ずやるぞという県の方針に基づいて、我々はそれに向かって強行してきたのです。そういう経緯なのですが、途中から金がありません、もうやめますと言ってきたのは県なのです。悪いのは県で我々は正しい。なぜかと言ったら、土地も提供していろいろ協力をしてきたのに。だから自信を持って、その中身はお任せしますから、斎場ができたとか、観光振興上必要だからとか、それはもうプロだから課長にお任せします。そういうことは、話されたことは情熱を持って、町長をお供してやるんだという気構えを持って頑張っていただきたいということなのです。

次に進みます。次は分遣所です。分遣所の接続道路になりますが、今北側のほうに向かって1本しかありません。もう1本を出すとしたら南側にしかないと思うのです。あの道路に反対する人はいないと思います。地権者にも御理解いただけると思います。それぐらい根回しを我々もしているのです。だから担当者が誰かわかりませんが、本当に生命と財産を守るのは分遣所しかないのです。それを袋の中に閉じ込めようとしてしまったら、そこにある機材も、人材も活用できない。だからこそ、これは早急にするべき問題だったのだけれども、私は今まで一般質問でこういうことは言わなくても優秀な職員、優秀な町長ですから、これくらいは考えているのではないかと思って黙っていたのです。町長、そういったことを念頭においてい

ただいて、是非これまで分遣所の問題や広域事務組合のこともありますから、沖永良部の議長と相談して、大したお金ではありませんから買ってもらって、例えばその整備ぐらいは町で行けばいいのです。使わないときは閉めていたらいいのです。常識ある与論町民は、そこに道があるからそのまま通り抜けていい道だということで、そこを通り抜けていく人はいません。本当にこの道路は、消防署のためにあるのだと。我が町の生命・財産を守るためにあるものだから、これは我々は極力使わないようにしたほうがいいということで、町民はそれを理解すると思うのです。だから、要はその必要性というものを町長自身が御認識されて、即やることなのです。本当に1日遅くなれば、1日それだけ被害が大きくなるばかりなのだと思います。だから、全力を挙げて、それをやっていただきたいと思うのですが、いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにこれは10年前に現地も見て、こっちからこういうふうに通してあったのですけれども、そのときの分遣所長に、これはもう少し検討させてくださいと言われて、そのまま立ち消えになった経緯がございまして、確かに、そのときにはどうしてもこれはつくらないといけないということで話はしたわけですけれども、私もうっかりしていたので、このことについてはできるだけ早急に広域のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私の持ち時間が1時間ということで、ちょうど1時間がきましたのでこれでやめますが、問題は町長、私が今3点質問をいたしましたが、これは私が申し上げなくとも、これは町長御自身が考えて簡単にやるべきことだと思っております。だからどうか、町長ならできます。そういう気持ちを是非感じていただきたい。あのケネディ大統領は、大統領に当選したときに、友達から是非この人を国務大臣にしてくれないかと言われたそうです。そうしたら、お前の顔は国務大臣になる顔ではないと断ったそうです。それは言い方ですが、ケネディ大統領は50歳以上になつたら、自分自身の顔に責任を持たなければならないと言つたそうなんです。確かに、町長は50歳過ぎたら貫禄あります。だから私は、町長4期の選対本部長までやつたということなのです。というのは、それだけの可能性がある方なのです。だから先ほど申し上げましたように、町長には一般質問しないようにしようと言つたのもそこなんです。だから今は、町長の後輩として、町長を激励したいがために一般質問しているわけでありますから、どうか力強く、自信を持って我が町の発展のために力強く戦っていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 7番、野口靖夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

8番、麓 才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 先ほどは久しぶりに熱気のある野口節を聞かせていただきました。私の質問は水についてありますが、水をかけるわけじゃありませんが、しばらくお願ひをしたいと思います。第2回定例会における一般質問ですが、まずその前に私は以前も申し上げましたが、私の観点として次のことを申し上げて、そしてそれを踏まえて質問をさせていただきたいと思います。なお、第5次与論町総合振興計画の10年間を「蘇生と創造の10年」ということで位置づけて、3つの原則として住民主体の原則、地域ぐるみの原則、風土調和の原則の3つを掲げながら、新しい絆の創造、仕掛け、仕組みの創造、それが新しい文化の創造へつながることを念頭において、柱として人づくり、土づくり、健康づくり、緑の蘇生、水の蘇生、海の蘇生を目指して考えてまいりたいと思っております。

そこで、水の蘇生の観点から申し上げます。

まず一次決定ということで、まずため池に絞ってみたいと思います。このことは、先般4月15日の議会報告会において、町民の方から、ため池は埋めて畠に戻そうという強い口調での御意見をいただきました。改めてその発言を聞かされたときに、ため池について、また水質問題について取り組んできた者としては、ギクッとする思いをいたしました。

そこで、改めてこの水問題を考えてみたときに、こういう夢を描いたらどうかと。私たちは今ため池の水タンクに水管理組合活動の中で、暮らしに笑いと夢を紡ぐ組合活動を目指してみようということを合い言葉にしながらしておりますが、そういうのを踏まえながらため池をどうのようにしていったら与論町に夢が広がるのか。ちょっとイメージをお互いにめぐらしてみたいと思います。

与論町に展開されているこのため池の水はきちんとした水で、作物に掛ければ作物が喜び、土が潤い、それが下を通って海に注いだときに与論の周りの海がきれいになっている。こういう水でありたいと思い、こういう水を使いたいと思い、私た

ちはこの事業を注視しているわけであります。そうすると、このことは、今私たちが継承している循環型社会の最たるものであります。それで、今島にこれだけ面的に展開されているため池が同じように放流水を使って一斉にこのスプリンクラーを回してください。それに大量の虹がかかる。まさしく我が与論町の将来を目指した夢になるじゃありませんか。こういうのを思い描きながら質問をさせていただきたいと思います。

第1点目として、ため池の水質改善について、各水利組合の皆さん方とも協議をしながら、それぞれため池に応じた、ため池によっていろいろと問題点が違いますので、それに応じた対策を講じていく必要があるのはお互い同感だと思います。その対策を是非取っていただきたい。

そして、その対策を具体的に講じるためには、その仕掛けが必要です。仕掛けるために、各地区の組合がいろいろな形で選出した者に対して、後押しをするための助成措置等は考えられない。今、水関係の助成措置もありますが、そういうものもベースにしながら、取り組んでいったらどうだろうかと思います。

先般、総務厚生委員会のほうで、沖永良部北部ダムの水質改善の状況について調査をし、ここでも報告をしたのであります。北部ダムについては、アオコ等の腐栄養化の改善のために機械をため池に入れてぶくぶくぶくぶくと、こういうで収支改善をした。これが1基120万円ぐらいするというわけです。それと各地区的水管組合では、例えば、そういうのを入れようとしてもちょっと高い。また、EMのほうでは、EM液の活性化びきというのがあって、EM液をどんどんどんどんつくる機械があるようですが、それを調べてみると、1基58万円ぐらいかかる。そういうことで、組合でしようと思えばちょっと高めだな、ちょっと後押しをいただければちょっとやれるかな、というのがあるわけです。今この水問題については、まずやってみる。まずやってみようやという気持ち、そして一步踏み出すことが大事だと思いますので、是非お願いをしたいと思います。

次に、第3点として、循環型社会を構築する上で、水資源の保全はその基本となるわけでありますが、その対策をお伺いしたいということであります。これは私ども水問題については、非常に危機感をもって対応したのが水道水であります。非常に水質が危険水準、厚生省のそのレベルに近くて非常に圧迫している状況から、今の耐震・淡水化の浄水施設を導入したわけですが、その際に、環境宣言をいたしております。平成13年の6月の4日であります。向こうの供用開始の式典の際に、環境宣言として出してありますが、その中で、循環型社会への転換、環境学習等による意識改革を図るなど、島に住む人々が一丸となって、総合的な環境対策に取り組むことを宣言するということで取り上げております。これも含めて、

私どもそれからあと議会でもきちんとした論議をしてきたんだろうか。きちんとした論議というのは、論議をして、それが施策として進んできたんだろうか。私の言いっぱなしで終わってきたんじゃないだろうかという反省を含めて、論議をしたらそれがきちんとした形で第一歩が進んでいき、それがいろんな形で波及効果を生んで、また次に進むということを私たちもやってきたんだろうかという反省を踏まえて、今の質問をしているわけであります。そのときに、こういう話もしております。私たちは、淡水化の浄水施設ができて、それまで本当に危機感を持っていた水道水を安心していただけるようになりました。そのときに大事なのは、その安心していただける水が元をただせば元のままだったではいけませんよと。この施設がある間に、この施設がなくても安心して水がいただける環境をつくっていきましょうねというのが、この環境宣言の根底に流れていたと私は思っております。安心な、安全な水、元をただせば元のままじゃなく、一步踏み出して頑張ろうという意味がこのタンクの宣言にはこもっていたと私は理解しておりますが、そういうのを踏まえて答弁をいただき、また論議を進めさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。まず最初に、ため池の水質につきましては、平成24年度において水質調査業務を発注し、調査を進めてきたところです。当初前浜ため池と第二那間3号池を対象として計画していましたが、設計段階でもう1カ所追加できることになり、東与舎のため池を追加して調査を行いました。

ところが、この東与舎ため池の水質が他の二つの池と比べ、7項目ほどで異常に高い分析結果となったため、当初の13項目の調査に加え、26項目を追加調査することとし、委託金額を増額の上で調査期間も25年度へ繰り越し延長し、現在原因究明中であります。

本年度中には、汚染原因や対策がまとまる予定となっておりますので、町内それぞれの水管組合ごとに対策を検討してまいります。

次に、ため池の水質改善対策としては、いろいろな方法がありますが、初期投資経費がかかるものや維持管理費が相当になるものについては、補助事業の導入によらなければ実施できないものと考えますが、時間はかかるが経費があまりかからない方法によるものについては、環境課とも連携をしながら住環境や畜舎環境の改善などから取り組んでまいります。

次に、生活用水、農業用水を問わずその水源の保全は流域の環境保全にもつながり、全町民を挙げて取り組むべき重要な課題と認識しております。

この水源の汚染源として考えられているのは、生活雑排水の処理無し排水、化学

肥料の過剰投与、家畜ふん尿の野積みや畜舎排水の垂れ流しなどがあります。

家庭排水対策としては、集落排水地区でのさらなる加入推進、その地区外では合併処理浄化槽への補助継続と設置推進を行うこと。

また、肥料の過剰投与による流出防止対策については、緩効性肥料の使用奨励と中耕培土等の肥培管理の徹底を行うこと。

畜産し尿対策としては、畜産農家の関係法令の遵守と環境保全に対する意識高揚を図ること。

以上を対策として考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今答弁をいたしましたように、私どもの委員会で各ため池を回って水質またはそのほかについて調査をしたときに、東与舎が私たちの想像以上に思いのほか非常にため池の水質状況が悪いということを組合長のほうからお伺いをさせていただきました。当初は、きちんとした形で農家の方々が使われていたんだけれども、水質が悪くなるにつれて、使う方々が少なくなって、今は2つの農家しか使っていないという話をあのときにいただきました。せっかくつくったため池、せっかくある、そこに満々とためている水が使えないという状況を目の当たりにしながら、非常に悲痛な思いをしたところであります。今、水質調査をして総合対策を考えるということですが、先ほど申し上げましたように、このため池の水という一つのことを一時決定をされて、ため池の水から改善して取り組んでいこうということに焦点を絞っていただいて、そうすると、今ある各地区のため池の状況がいろんな形で課題が出てくると思います。それを集約化していくと、事業負担になる可能性は、事業を構築する可能性は十分にあると思います。先ほどあの審議の論議でもありましたように、こういうソフト面の事業当たりにもこういう水質改善をもっと積み込んでいくためには、当町のため池の状況はどうなっているかということを一事徹底をして、調べていって、それで課題を集約、整理をしていって、そして集約化することによって、事業化できるという道筋ができるのではないかと思います。私たちは今までそれをてきておりません。ですから、この機会に是非そういうことに取り組んでいただきたい。そして、各水管組合の連携を図る構築をしていかなければなりません。先だっては、消防関係のほうから水管組合と防災関係のほうで契約をして、畑かんの施設も使っていただくようになっておりますが、ところによっては、施設が老朽化して、ポンプ等が交代時期や修理時期であったりして、そういうのが組合自体ではなかなか手際よく予算の関係でうまくいかないときがあってストップしていたりすると、防災関係では、契約をしているのすぐ隣のところで水を使おうとしても、消防のほうでは水が使えないという状況が

あるんです。そういうときには、幸いにして、沖縄復帰40周年のときの準備段階でかがり火のもしもの場合ということでありましたので、そのときにため池の加圧ポンプが1基しか回ってなくて、消防車では、扱いづらくて使えなかつたというのが露呈いたしましたけれども、そういうこともありましたので、是非この課題について各地区の組合とも連携をする手だてを是非とていただきたいと思います。そのお互いに連携することによって、将来的にはスタートした時点での課題でしたが、島全体での土地改良区という更地の中で、この水組合を統括した形で管理していくことができないか。そういう方向は検討できないかというのも一つの課題として出てくるだろうと思いますので、是非お願いをいたしたいと思います。

産業課長のほうで何かありましたら、考え方があれば。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） ただいまのその事業化の件につきましてでありますけれども、対策としては、新規の中山間事業で電源をソーラーとかで貯えないということも含めて検討しております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） はい。是非そういう疑問をみんなにどんどん情報を発信していくだけで、このため池の水をかけることによっていい作物ができ、いい土になり、いい海が蘇るよう夢をもっていきたいと思います。

それから循環型社会の構築に向かってですが、これは範囲が非常に大きくて大変厳しいものがあると思うけれども、合併処理浄化槽の件について少し応対したいと思いますが、合併処理浄化槽、個人で設置するものと、それから市町村で設置するものとがあるように資料のほうで見ましたが、この市町村で設置するものについては、本町では対応としてできる可能性が高いのか、ちょっと難しいのかお伺いをしたいと思いますが。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御質問にお答えします。確かに、合併浄化槽の補助の方式には、市町村設置型と個人が設置する浄化槽設置事業があります。本町の場合は、合併浄化槽設置補助金を出して、この事業を開始した時点から、個人を対象に補助をしてまいりました。その関係で、これまで多くの方々が個人で設置するタイプの補助事業をされている関係で、途中から市町村設置型をすると、そこに不公平感が出たりする関係で、現在のところは個人設置型の補助事業を推進しております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） これ見てみると、確かに、今課長の答弁にありましたように、個人設置型の場合は個人の手出しと、市町村の設置型の場合の個人の手出しというのが、非常に差が出てくるということで、今市町村設置型を取り入れようとした場合に、そういう不公平感が出てくるといいます。そういう観点で今個人設置型1本でやっているという解釈でよろしいですよね。

今後、この市町村設置型ということについても、例えば、この地区については、地域全体で一括して取り組んだほうがいいんじゃないかというような状況がないとも限りません。また、そういう環境保全の観点から、この地域は一括して取り組んだほうが非常に効果的じゃないかというようなことがあるかもわかりません。しかしこれは検討してないから、見えてないだけの話で、そういう観点から検討していくと、そういう地区が何ヵ所か出てくる可能性がないとは言えませんので、是非そういう観点からも検討されてみてはいかがかと思います。そうしていくと、今度は、その地区の中で、「私はしたくないのに、そういうくくりの中で、しなくちゃいけないの」というようなことも出てきたりするということがあります、そういうところもクリアしていくためには、是非検討をしていくてそういうものもストックとして残しておく、また、そういうものを活用できないかと考えてみるのも大事な観点だと思いますので、是非取り組んでみてください。

それから、循環型社会の構築の中で、環境宣言にもあります環境教育というの、いろんな観点からあるのでなかなかこれだということは難しいと思いますが、きのう、おととい、沖縄大学のほうから見えて、ジオパークということで、地球科学的な海岸線とか地層の同じところを結んでジオパークを設定していくこうということで、本部半島、伊江島、伊是名、伊平屋、辺戸岬、与論島、こういうところが地層的に一つのくくりになるということで、その構想を進めようということで来られておりました。また、私も御案内をさせていただきながら勉強してまいりましたが、非常にこのジオパークの構想というのは、大きな要素を含んでおりまして、ただ地形、地層ということに限らず、その地域の文化、民俗、風習、そういうものについても含まれて、ましてや、その地形、地層ですので、与論の成り立ちがどうなっているかということの調査も進めるわけであります。そうすると、与論の地下がどうなっているのかということを勉強していくと、非常に観光教育の面においても非常に有効な、有益なものではないかと思います。これについては、今後またいろいろ取り組みについて話があろうかと思いますが、是非こういうことも念頭において、この水環境の改善の中においても、このジオパークという構想については、頭に入れておいていただきたいと思います。

一通り話をさせていただきましたが、きょうの私の質問のポイントとしては、最

初に申し上げましたこのため池の水質改善と、それをもっと有効に使う手だてを持って行くために、各ため池の方々とも連携をしながら、その方策を検討していくために取り組んでいただきたい。まず、やり始めていただきたいということあります。殊に、今回は50周年という節目の年でもありますので、そういうときに頑張っていこうということで、是非一步を踏み出していただきたいと思います。

改めて町長にこの決意をお伺いさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えします。新聞等で御承知のように、私ども今与論町のサンゴが腐栄養、栄養型窒素分が多いということでサンゴがもう育たないということで、高知大学の教授からそういう話があったわけですが、新聞でつい先日見たのが、それが育ち始めているということなんですが、茶花の沖のほうはもう大分できているということで出ているわけですが、その中で、腐栄養が少ないところがよくサンゴが生えているということも書いてあったわけですが、このため池というのはドレンから直接海に流れる部分と、ため池にたまつたのが雨量が多いときにはあふれて出るのがもう海に全部流れていっているわけで、結局、海の状況を見れば、その内容がよくわかるということで、ため池をきれいにするということと、生活汚水や農業汚水を流し込まないというこの対策が喫緊の課題だというふうに考えているわけでありますけれども、ただ原因が高知大学の場合は、腐栄養という回答が出るんですが、腐栄養であれば藻がいっぱい茂るはずだけれども、窒素分が多ければ、その窒素分がないということも一つ不思議ではないかと、藻がないというのが。いろいろあるわけですけれども、今そのため池の汚れをどういう方法で解消すればいいかというのを調査しているわけで、それができ次第、もう一日でも早く実行に移したいと思いますので、対処法として、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 少し待ちたくないから一般質問しているんですが、やってから成功しなくちゃいかんという発想はやめましょうよ。やって失敗してもいいじゃないですか。それでその失敗から学ぶことによって次はちゃんとできるということが出てくるじゃないですか。

[「そうだそうだ」と呼ぶ者あり]

○8番（麓 才良君） まず今こうしてみたらどうでしょうかね。そういえばこれぐらいだったらこうなりそうだね、ということであれば、思い切ってやってみて、その結果を整理してまた次に進んでいくという、今私たちに求められているのは、まずやってみる。こういう思いを今私は一般質問で申し上げているところです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その思いはよくわかるんですけれども、やる立場で、予算を投じてやってみてだめだったと。根拠がない・あったでやったということになれば、大変問題があるもんですから、予算がかからない分については、それもおっしゃるとおり、いろいろな角度からの啓発とか、いろいろなあれも即やります。私が申し上げているのは、財政的に投入をしなければならないということを申し上げて、それについてもそれははつきりした根拠が出てこないと対応策としては予算をつけられませんので、それと先ほど申し上げましたように、大した予算でもなくて、これはもう誰が見ても自然にやれば必要だということについては早急に検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） はい、ちょっと声を荒げすぎまして失礼いたしましたが、じゃあもうちょっと視点を変えて、まずやってみるという一つのやり方として、今確かに行政のトップの考え方としては、非常に全うな姿勢だと思います。これをもう一步考えていくつて、まずやってみる方式の一つに、民間と協同して一つの目標に進んでいくという中で、その民間がやろうとするものに対して押して上げるという観点から、例えば、水組合がこういうことをしてみたいということで事業計画を立てて、ちょっとうちなんかでは少しバックアップしていただければというときに、バックアップをしてあげる。それで、その水組合のほうで運営をして、その結果をまた公表する。すると水組合でやった結果が失敗しても、それは組合のその方が頑張った結果で、そこから失敗したものから学んで次に展開する。こういうことであれば、町長も落ち着いて、安心して後押しできるんじゃないかなと思いますが、こういう考え方で大丈夫ですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そういうことであればもう十分に可能ですので、やっていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） はい、それでは町長の気の変わらないうちに私の一般質問を終わります。どうもじやあ期待しております。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。答弁書がA4の11枚にもわたって非常に膨大なので質問を割愛させていただきます。これはできるだけ回答、答弁されるときに困らないようにということで細かく分けたんですが、それが逆にその答弁書を多くすることになって、逆効果になっていますので、もう少しはその辺の趣旨を踏まえて、きちっと答弁書のほうもまとめていただきますようお願いします。

一般質問に入ります。

1 職員の資質・意欲向上と職場の環境改善について

- (1) 町民の福祉向上と町勢発展のいかんは役場職員の資質によるところが極めて大きいと考えるが、その資質や意欲を高めるため、どう取り組んでいるか。
- (2) 正規職員の採用、初任給、昇格、昇給等の基準はどうなっているか。また、非正規職員の場合はどうか。

2 環境対策について

- (1) ごみの減量化を図ることにより、焼却施設の寿命を延伸し、かつ、コスト軽減も可能となることから、施設設備及び運営のあり方を新たな発想で見直し、付加価値を高めて、収益増とコストダウンを図る必要があると考えるが、どう取り組んでいるか。

3 教育・観光の振興について

- (1) 自然保護・環境保全に努めるとともに、新たに歴史の掘り起こしや見直しなどを行い、歴史・文化に根ざした観光資源の開発を進める必要があると考えるが、どう取り組んでいるか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。まず最初に1-(1)についてお答えします。町民福祉の向上や町の発展を考えるとき、役場職員の資質及び意欲の向上を図っていくことは、極めて重要な視点の一つであると認識しております。

時代の潮流の中で、我が町が抱える解決すべき課題や地域資源を把握し、自己啓発に努めながら全力で職務に取り組んでいく、そのような職員を一人でも多く育成していく必要があると考えております。

このため、県市町村振興協会自治研修センターにおける職員研修への参加や県庁及び他団体への派遣・交流研修等を行ってきてているところです。また、必要に応じて講師招へいによる接遇研修や実務研修等も実施しております。

なお、職員の意欲を喚起していく上で、適切な勤務評定とそれに基づく処遇等を行っていくことは特に重要なポイントであることから、メリハリのある人事や待遇改善などに引き続き努めていく所存です。

次に1-(2)についてお答えします。正規職員の採用につきましては、与論町職員の任用に関する規則に基づく競争試験を原則に、全国共通の統一採用試験の結果による採用を実施しております。

さらに、採用後の初任給、昇格、昇給等の基準につきましては、与論町職員の給与に関する条例及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に従い、それぞれ実施しています。

また、非正規職員につきましては、与論町臨時職員の採用及び管理等に関する取扱規程並びに与論町臨時職員の雇用等に関する取扱規程に基づいて実施をしているところです。

次に2-(1)についてお答えします。焼却ごみの減量化を図ることは、御指摘のとおりコストの軽減及び焼却施設の延命化につながります。町が実施しているごみ質分析の結果において、紙・布類が約4割を占めていることから、焼却ごみの減量化対策として、一部の事業者や町民に対し、段ボールや雑誌類のリサイクルについて協力を求めているところであります。段ボールや雑誌類のリサイクルについては、収集体制の確立が必要になるため、協力依頼段階で終わっており、今後、収集体制の確立を含め検討が必要となっています。

施設管理のあり方ですが、清掃センターも供用を開始して30年が経過し、老朽化に伴い修繕費も多額になっているため、月3日は職員自ら点検し、不具合や故障箇所の早期発見に努め、修繕費用を必要最小限に抑えるよう努めています。

運営についてですが、定時内だけの焼却ではなく、可能な限り1日の焼却時間を延長した上で、週1日は受け入れはしても焼却しない日を増やすなど、経費節減を伴う試みの検討も始めています。

収益増についてですが、現在のところ、一般廃棄物処理手数料等を改める方法しかないため、今後の検討課題となっています。

清掃センターの運営には多額の費用がかかることから、今後とも、ごみの減量化を図るなど、合理的な運営による経費節減に努めてまいります。

最後に3-(1)についてお答えします。本町には、昔からの言い伝えによる史跡

がたくさん埋もれているため、平成24年度は、魅力ある観光地づくり事業により舵引き丘（島の始まりの地）やのろし台の跡（農協選果場南側）の整備を行いました。今後も自然保護や環境保全に配慮しながらできるだけ負担の少ない開発を心がけ、新たな史跡の掘り起こし・見直しをしていきたいと思っております。

また、当町の歴史・文化の中に豊年祭が挙げられると思います。特に450年余り踊り継がれてきた国指定重要無形民俗文化財である与論十五踊は他に類を見ない与論独特の文化であり、近年、豊年祭には観光客の姿がよく見受けられるようになりました。この年3回行われる豊年祭を観光資源の中心の一つとして、これまで以上に全国に発信していきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 答弁ありがとうございましたと言いたいところですが、この答弁、全般にわたって今まで何回となく聞かされたような、同じ内容で、焼き直しで、全然前進がないような、これで答弁の体をなしているのかなというのが率直な私の意見です。

私は今議員をして10年なるわけですが、特に当初の頃は役場職員に対する見方がまず酒飲みだと、年から年中行事をやっていると、私の印象ではこういう状態では与論町の末も大変だなど、そういう思いでずっと見てきました。また職員は働かない。本当に頑張ってるのかなと思うことがいっぱいありました。しかし、よく周りを見回してみると、職員が本当に腰を入れて仕事ができる環境をつくってあげているのかどうか。それをするのが町長の一番重要な使命ではないかと私はここ二、三年思うようになりました。こういう小さな血縁の濃い社会であるがために、親戚縁者のお付き合い、様々な年間行事、今教育事務局長からもらいましたけれど、この平成25年度の年間行事予定表を見てください。これを見たときに、役場の職員の方々は家庭があるのかなと思うぐらいんですよ。心の健康、体の健康、そしてもっと頑張って与論のために貢献してもらいたい。そのためにはどういう環境をつくってあげなくちゃいけないのか。町長も、私たち議員も大きく反省しなくちゃいけないと思うんですよ。町民もですよ。二言目には、たくさん給料をもらって、おまえらは税金で食って何やってんだと、お叱りばかり受ける。当然それは議員の私たちもそうです。言われます。町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず最初に、年中、行事をやっているということであります
が、できるだけ私どもも行事については、取捨選択をし、統合できるものはする
いう形でやっているわけでありますけれども、その今やっている行事はどうしても
避けられない行事のつもりでやっているわけであります。そういう中で、どの行事

が必要で必要ではないか、又は統合できないか、よいお考えがあれば御指導いただければありがたいと思います。これは教育委員会関係も相当行事を縮小しまして、また、私ども行政としても、最低限これだけはやらなきゃならないということでやっているわけであります、また地域の方々の主催する行事についても知らんふりはできないわけで、これに参加して一緒になって考えていく必要があるということで、参加をさせていただいたりしているわけであります。そういう点で、多いか少ないかはいろいろな判断があると思いますので、是非、いろいろなアドバイスと共に改革をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、職員が働かないということではありますけれども、私の親父のときは、私は役場職員にもっと働いてもらいたいという思いが非常に強かったわけではありますけれども、実際中に入つて、私は非常に頑張っていると思っております。特に他の地域の、これは話で聞いただけで実際はわかりませんけれども、話を聞きますと、私は与論町の職員は本当に頑張っているという思いをしているわけではありますが、しかし我々の立場でこれで十分だということは言えないと思います。なお一層、やはりいろんな角度から検討する余地もたくさんあるかと思いますので、今議員のおっしゃったことについては、我々もよく反省をして、頑張っていきたいと思います。

それから、町長の仕事として町職員が働きやすい環境ということではありますけれども、もちろんおっしゃるとおり、そのとおりであります、そのつもりで私もやっているつもりであります。いろいろな発言をする場とか、町がこうしたほうがいいんじゃないかということでおいろいろ検討する若い方々の組織もできていますし、その意見もまた聞いてできるだけ反映していきたいと思ってやっているわけであります、仕事のしやすい環境、これがもう一番で、町の、各市町村の仕事の内容というのは、その環境ができているかどうかで、ほとんどそこに表れてくるんじゃないかなと思います。そういう点では、私は職員としてはよく頑張っていただいている。環境を十分につくっているかどうかは、もうこれはよその受け取る方が判断することであつて、私はやっているつもりでやっているわけですから、それを聞かれても困るわけでありますけれども、今後またなお一層、それには留意しながら環境整備に努めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 役場職員が仕事をしていないというのは、そういう意味で言っているわけじゃないんですが、頑張るにも頑張りようがないと。頑張れる時間とコストもあげているのか。では、町長は、与論町の職員は本当に頑張っているとおっしゃりながら、郡内でも最下位のラスピレス、そしてこういう低い給与に甘んじて

いること自体おかしい話です。やるべきものはきちっとあげて、それからきちっと評価すべきであると私は思うんですよ。今度は労働組合も与論町職員組合というのを発足するということも聞いております。職員の皆さんもきちっとした給料を俺たちは要求するんだと、そして仕事もしっかりするんだと、自負と責任と誇りを持つてできる、そういう環境づくりのために職員自ら立ち上がってほしいなど、そういう意味では、私はこの職員組合ができたことを非常に喜んでおります。私も議員のなり始めのときから、何で与論町には組合がないんだと、自分の権利をきちっと主張しないのは、仕事もきちっとやる気がないからじゃないのかと、私はいつも言つてました。自分の権利をきちっと主張するなら、きちっと仕事もできるはず。やるはず。頑張るはず。私に言わせれば、郡内で一番の給与を取るような町になってほしいと、逆にそう思っているんですよ。町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 自治労に今回、私ども、職員も入ったわけですが、その件については、確かにおっしゃるとおりだと考えます。それとあと給料の問題でありますけれども、これは地域の経済に合った給料ということで私ども前からそうしてきましたんじやないかという受け取り方をして、私も職員に非常に少ない給料で、ラスパイレス指数上からですけれども、そういう考え方で申し訳ないという部分もありましたし、また時間外の労働についても、他の市町村よりも非常に頑張っているという点も認識しておりますので、申し訳ないという思いをしてはいたわけありますが、しかし、見回してみると、私ども島の1軒当たりの所得が奄美で一番最下位だったと。今は下から4位になっています。けれども、まだまだ低い状況にあるわけでありますが、それを考えたときに、なかなか上げられなかつたというのが現状であります。しかし、国の情勢は今度全部の国家公務員は下げるという形で、ラスパイレス指数が100以上のところは全部下げてございます。私どものほうも従いまして、必然的に上がったのが89.何ばかりで、約90まで上がっています。今まで82.4だったのが、90まで上がっているわけでありまして、考えてみると、私ども与論町民はきちっとした形で給料も抑制してたんじやないかと考えているわけです。しかし、いろいろな形でやりがいのある職場づくりを、いろいろな角度から検討していく必要は、これはもうそのとおりですので、今後いろいろな角度から検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 給料が町民の所得に対して高い・低いということも確かに一つの理屈かもしれませんけれど、私も当初はそうかな、そうだなと思っていたんです

よ。けれども、よく考えてみると、それも一理あるようで、ないんじやないかと。これをどうするかは、町長の政治判断であると思いますが、私とすれば、上げるものはきちっと上げて、やるべきものはちゃんとやって、そこでどうその仕事を評価し、町民の負託、町民の夢に応えることができるような形で持っていくかということは、私は別じやないかと思うんですよ。

前の姫島のことで、姫島が72.9のラスパイレス指数になっていますが、御承知のとおり、ここは相当その村民のほとんどが公務員みたいな形で雇用されて、いわゆるワークシェアリングみたいな形でされている関係で、そういう方向にもっていっているわけですよね。与論もそういう方向にやるかとか、いろいろな前に一度議論されたことがあります、これは私は、今年の4月1日の総務省の地方公務員の給料実態調査で見てきたのは、与論町がラスパイレスが82.9、そして平均年齢、この平均が48歳、平均給料月額が30万9000円ですよね。知名町が30万7800円なんですけれど、平均年齢は43歳なんですよ。5歳も年下でほぼ同じ金額。和泊町は40歳で28万7000円、一概に比較するのもどうかと思いますが、逆に、与論島には優秀な人が少なくなるということにもなり兼ねないですよね。私に言わせれば、町長ですよ、1000万円取る職員がいてもいいなと思うぐらいなんですよ。1000万円の報酬が取れるような職員が左右にいてもいいなと、私は。それだけ能力のある人がおって、それだけ頑張れる職員がおれば、世の中もっと変わったんじゃないかと、私はつくづくそう思います。そういう意味で、この給与のあり方、それからさっき言ったように、町民とか、様々な一般事業との役場職員の関与のあり方、やはり見直すべきじゃないかと。ただ自治公民館の会合では、私は、前に、土曜・日曜の会合はもうやめてくれと、役場職員は土曜・日曜もろくに休みはないんだと。確か今年は普通の日にちにされたと思いますけど、できるだけそういう形で、ある意味では、特に管理職の皆さんには、やはり時間も、考える時間も余裕を、ゆとりをあげないといい発想はできないんじゃないかと。その辺は町長の深い懐で是非受け止めて頑張らせていただきたいと思います。

時間も大分過ぎましたので、次に移りますが、特に正職員と非正規職員のことにについてですが、非正規職員の場合は、特に前に私は言いましたけれど、いずれ近いうちに、人材争奪戦が始まるんじゃないのと。人材不足に陥るのはもう目に見えますよと。非正規職員の中からも優秀な人たちをもっと入れて、その方々に活躍してもらう。そういう頑張ればある意味職員にもなれる可能性、道が開けるんだと、そういう成功報酬とまでは言いませんが、そういう道というものを、制度的にできる・できないの話は別として、やはり何らかの方策を南町長がつくっていただければありがたいなと思いますけれど、一言、簡単にでいいですからお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今議員がおっしゃった発想というのが、私は企業的発想だと、私は自分でやってたときもそういう発想が非常にいつもその共にいられる、共に責任を持ってやれるという待遇をどうするかというので考えてきた時代があったわけですが、確かに、この職場を浮揚する一つの方法、特に企業間では、企業の中ではもう必ず必要なことだと思っております。ただ一方で、私はこの行政的な立場で考えたときに、この基準というのが非常に問題になってくる。もうこのことが、仕事の量でその給料も決めるべきという考え方もありますけれども、それも含めて総合的な判断でしかできないというのが今の私の立場で、これをやらざる得えない。昇給とか、いろんな問題では、働いている勤務評定がございますので、その下で意欲を出して働けばある程度のあれはある職場づくりを今やってはいるわけでありますけれども、今後、またいろいろな角度から検討していきたいと思います。

御指摘のように、今後与論町の人材不足というのが起こる可能性があるのは非常に危機を感じております。採用するときもその検討をしていこうということで、二、三年前からそれは始めているわけでありますけれども、今度は採用の方法についても年齢にばかりとらわれることなく、ある程度人材を考慮した形での採用も考えていく時期にきているんじゃないかなと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前にもお聞きしたときとあまり変わらない感じで答弁を私は聞いているんですが、もうそれは一般企業とは違って公務員として何をどう評価するか、評価基準、評価方法、いろいろな問題があると思うんですよ。確かに問題があるのはわかりますけれど、それをどういうやり方で創意工夫して、僕はちょっと頑張りが足りなかつたなど、もう少し今度はこれを頑張ろうと、それができるような形で示す必要があるんじゃないかと。それをある程度は場内において切磋琢磨できる方法、方策を町長、是非民間の会社の社長もされたわけで、その辺のノウハウも生かして、是非人事のあり方、評価のあり方についても創意工夫し、それで町民サービスの向上を図っていただくようお願いします。

次に、2番に移ります。環境対策なんですが、これについては、前に、麓議員からも「ごみの山を宝の山に」という形で質問がありましたけれど、それについて特段施策というものを当局は打ち出しませんでした。御承知のとおり、見る人によつては、特にリサイクルセンターに持ち込まれるものは、再利用、いわゆるリユースの価値があるものも結構見受ける。これを一つの制度で、あるいは一つの料金制度をつくって利用できたら、もっと遠慮なく利用したいのにという要望が確かに何件もありました。そのことについて、町長、どういう方法がよいのか、お考えになつ

たことはありますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その指摘はいろいろな機会にいろいろと指摘を受けているわけであります。しかし、指摘を受けて考えているわけですけれども、なかなかいい考えが浮かんでこないというのが現状でありますと、このごみについては、もう日本国中が、世界中が非常に困って、対処に困っているわけで、それがもうこうだというあれば見つかれば、もうそれ以上ありがたいことはないわけでありますけれども、昔であれば、今度の台風災害などの木材とかのあれはもうあつという間に利用されてあれしたと思うんですが、もう今の運命では、逆にそれが粗大ごみという形にもなってきていますし、きのうもそのリサイクルセンターの周りを行って見てきたわけでありますけれども、本当に早急に何とかしなければならないなと思いながら、これだという方法がなかなか見つかっていないのが現状であります。環境課を通じて、いろいろなところからのその対応の仕方を、茨城県とかいろいろ調査をしてるわけでありますけれども、なかなか今考え出せないというのが現状であります。考えてはいるんですけども、なかなか見つけられないというのが現状です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろん町長自身に考えてそれをどうのこうのという前に、やはりその役場とか、担当のほうにとか意見は届いてはこないかもしれません、様々な形でこういうのに利用したいと。例えば、灰とかちょっとした小屋の囲いに使いたいと。特に穴の開いたトタンにしても、屋根には使えなくても壁には使えると。あるいは、場合によってはシリコンによって穴埋めさえすれば十分使用に耐えると。様々な用途とか、やはり巷にはいろいろな考え方や方法、いろいろなアイデアがあるわけなんですよ。だから、例えば廃トタンになったときに、これを業者さんが結局入札で取って、島外に出しているという話を聞いておりますが、例えば、島外に出す、その入札して出す金額より、2割でも3割でも金額を上乗せして、与論町民が買う人がいたら、それは与論町にとってはこれほど楽しい話はないわけで、廃材にしても、そういう廃トタンにしても、もう1回改めて見直して、もうちょっと一工夫してみようじゃないかと。ここで麓議員からもいつも言われますが、視点を変えて、その視点を変えることによって活用を見出すと。そして、その価値で逆にその付加価値が出る分コストもかからない。その辺のことについて、きめ細やかな制度づくりを担当課のほうでも是非頑張っていただきたい。

先ほどの話に戻りますが、そういういろいろな仕事を考えて、いろいろな施策を考えるときに、やはり課長には時間も暇もないといかんわけですよ。そういうことが、いろいろなことができるゆとりというものを見つけることを是非さっきの一番の質問にまた戻

りますが、遊び心の持てるようなそういう施策を是非ほかの課にも全部通じると思うんですよ。是非考えていただきたい。

環境課長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 御質問がありましたとおり、リサイクルセンターに持ち込まれる粗大ごみであり、災害廃棄物であり、いろいろありますけれど、その中には、確かに御指摘のとおり、ちょっと工夫すれば再利用できたりというものがまれにあります。前回の災害廃棄物の受け入れの、今も受け入れておりますけれど、特に去年の受け入れの際には、一般町民の方々が現場に来られて、これはもったいないということで、またもらっていいですかというような形で希望がありました。行政としては、このような形でリサイクルシステムがまだ制度確立してないのですけれど、今議員さんから御指摘のあったような心情とか、考え方に基づいて、希望に沿うような形でリサイクルをさせていただきました。日頃持ち込まれるリサイクル、粗大ごみに関しましても、時たま町民の方々がお見えになりますて、これはもったいないけれど無償譲渡できないかという声があります。たまにあります。そういうときには、制度的にどういう形であげればいいというような制度が確立してないもんですから、ちょっと厳密に言えばこれが正しい行為なのかはちょっと難しいところですけれど、現場では、なるべくそういう希望に沿うような形で対応をしております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろんそういう話もお聞きしていますが、町長、どうですかね、例えば、今みたいに町民が来てこれはちょっと再利用したいとか、これは欲しいなとかいうときには、いわゆる市場価格がありますよね、業者に入札とか出して金属類とかいろいろなものが、結局、それを上回った価格で廃材にしても引き取り価格がありますよね。それに一定の金額を乗せた形でその需要量でまた販売をしますと。そういうこともちょっと考えてみてはいかがでしょうかね。一つこれを提案しておきますので、是非検討していただきたい。

その次に、今度清掃センターの建設もありますが、いわゆる廃熱利用についてですが、是非そのセンターを建築するときには、いわゆるサーマルリサイクルでその廃熱を利用して堆肥の乾燥に利用できないか。是非この辺を検討いただきたいなども思うのですが、これについて、町長、簡単にでいいですから、考え方をお聞かせください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことは考えていないのですけれど、堆肥センターでは74度までしか上がらないんですよね、堆肥の熱が。それでもっと上がる可能性はあると思うのですが、それ以上上げると堆肥が炭になるものですから、それ以上上げられないということで74度が最大限という形でやっているわけでありますけれども、その熱を利用してやるということは、

[「清掃センターの熱」と呼ぶ者あり]

○町長（南 政吾君） 清掃センターの熱を堆肥の、

[「堆肥の乾燥に使うの」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） どうもすみません、清掃センターから堆肥センターまでの導入といいますか、一番最初は清掃センターの熱を利用してその辺の周囲の方々に熱湯を供給できないかと考えたのですけれども、それは全く不可能だと。業者のほうからいろいろ御指摘を受けたものですから、原因はそれを敷く費用がもう莫大なものであることが一つと、その機械、全く違う機械を入れないといかんという二つのあれがあったわけですが、堆肥の乾燥のために熱を持っていくには、もう非常に莫大な費用がかかるじゃないかと。まだ考えたことがありませんので、よくわかりませんけれども、その熱を堆肥センターで使うということは考えたことはありません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、清掃センターの今度新しくつくるのはどこにつくられるかとか、場所が決まっているのかどうかは、私はわかりません。しかし、今の堆肥センターの隣に、例えば、その清掃センターを建設して、二つをタイアップした形の施設にすることも当初から考えたらどうかと。それを言うのは、もちろんネットなんかでも調べても、京都のほうでは清掃関係の廃熱を利用して堆肥化しているのが1カ所ぐらいは見つけたんですが、かなりこれはある意味では廃熱回収というのではなく、技術的には厳しいのはわかっています。難しいということは。しかし、これで発電するとか、譲与するとかという意味じゃなくて、熱が出たときに利用するようなやり方というのは、逆に堆肥の乾燥には向いているんじゃないかなと。そういう意味で、今の堆肥の蒸散を非常に促進するのに効果があるんじゃないかなと。それをしてることによって、堆肥センターの稼働率も高めることができるし、今後人口が減少の方向に向かう中で、施設整備だとか、施設運用のことを考えたときにも、それらを一貫させた形の方法はどうかと。施設をばらばらなところにつくるよりは、それを統合した形で、例えば、電気を引くときでも一つの電気料金でいいわけですよ。一つのメーターで。別々につくれば別々の電気メーターになるだけで、第二のコスト

トがかかるわけです。だから、施設の集約と合理化、何も発明的なことじゃないのですけれど、これは結局イノベーションというのはこういうところから出てくるんじゃないかという考え方なんですよ。是非この辺も、実をいうと、今年3月にこの与論町の環境課のほうで与論町ごみ焼却施設基本計画というのができているのですが、これに一通り目を通して、その施設そのものだけには考え方は書いてあるのですけれど、そういうトータル的な鳥瞰した視点での施設をどうもっていくかとかは、担当課の課長では判断できないような問題だと思うのです。そこをトップの考え方でこの辺をどうまとめていくか。逆に、町長の出どころはそういうところじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） やはり施設が今のところもうみんなばらばらになっていて、非常に不都合なところがあるわけでありますけれども、ただそのどうしてそうなったか。1カ所に関連するものをつくって総合的に、効果的にできるようにするのが基本であるけれども、そういうことになったかというと、やはり非常に迷惑施設になるものですから、なかなかその場所の選定が難しいということが第一だったんじゃないかなと思います。実際に、私も堆肥センターということで清掃センターの周りでずっと土地の交渉を大分前から始めていろいろやったわけですが、もう全然登記ができない土地があったり、いろいろ条件が全くそろわないということもあって、あの場所にまた最初みんなで考えた場所に戻ったわけですけれども、今後は、それを基本にやはり関係のあるところは1カ所に集めて相乗効果を出すようなことはどうしても必要であると考えております。その点もまた、検討に入れる必要があると思いますが、総体的な関連性についての考え方をまず単体でしか出してないという御指摘ですけれども、今後そういう点もまた考慮していきたいと考えます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 是非各課ばらばらではなくて、それを統括して全体の政策にどう生かしていくか。そこでその効果、資金効果、あるいは労力の軽減、削減、これをどう果たしていくかを、企画調整というのがあると思うのですよ。やはりその辺も各課の仕事だから私たちは関係ないじゃなくて、ほかの課の仕事でも自分の仕事の関連という形で、是非全体的な視野で取り組んでいただきたいと、それが本町の行政のあり方には、小さいから縦割りになりがちと思うのですが、小さいからこそそれが逆にすごくやりやすいんじゃないかと、是非その辺で町長の力を発揮してやっていただきたいと要望しておきます。

次に3番、ここに議長の許可を得て準備したんですが、これは皆さんわかりますよね、教育長、わかりますよね。これは町長、これなんですか、わかりますか。こ

の花は。

[「トオトウ花」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君）　　はい、教育長。

[「特攻花」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君）　　町長、町長はちょっと勉強不足ですね。これは特攻花というんですよ。トオトウ花と言ったらハイビスカスのことなんですよ。実を言つたら、教育長も担当課長もこの花は、私たちの幼いころは一応茶花の墓地辺りだけにしか生えていなかつた花なんですね。これは教育長が言われたように特攻花で、特攻機が沖縄へ出撃するときに、飛行機の窓から茶花海岸に投げ込んでそのまま特攻していった話は、私も父からよく聞いたんですよ。この花を見ると、いつも終戦記念日あたりになると、ああ親父がいつもああいう話をしていたなど、与論の西の海岸では特攻機が突っ込んでいってものすごい火柱が上がっていたのを親父なんかは見ていましたで、その話をもう耳にたこができるほど聞いていたんですよ。これについて町長、簡単ですから、何かいい考えが浮かびませんか。いい考えというか、どういう気持ちになりますか。

○議長（大田英勝君）　　町長。

○町長（南　政吾君）　　花の名前まで間違えて、それに対しての考えとは、大変厳しいいい訳ですけれども、私もこれを見ると墓を思い出すんですよね。私も、せっかく立ったので申し上げます。やはり戦争を起こしちゃいかんなという考えです。

○議長（大田英勝君）　　5番。

○5番（喜山康三君）　　もう素晴らしい意見で、その一言が欲しくてお願いしたわけなんですが、私たち与論は沖縄のテレビも毎日見れる状況に今ありますし、テレビ・新聞でも沖縄戦のことや沖縄が大変だったということはよく親からも聞いたし、またこういう日々のニュースでもよく聞いています。いわゆる沖縄県の平和教育ですよ。それを翻って鹿児島からくるテレビを見たときに、いかに鹿児島のテレビが平和教育がなさすぎるかというのがよくわかるんですよね。こういう言い方は適切ではないかもしれません、ある意味この大きな戦争を沖縄県は遺産として、県の発展や宣伝に大いに利用している。これは待てよと。私は、この特攻花についても、前からずっと提案しようかなと思っていたんですが、今年2月に沖縄の辺戸に行ってきたんですよ。辺戸岬から見える辺戸の海岸があるんですが、辺戸の海岸を散歩してきました。辺戸の海岸にはこの特攻花がありません。考えてみると、この特攻花は、ある意味与論島が特攻花の最果ての地なんですね。鹿屋や、あるいは都城、知覧など、喜界や徳之島空港を飛び立った特攻隊は、与論島の上空を飛んでいて特攻していったのが目に映るように見えるわけですよ。この花を見るたびに。

私は、特攻花最果ての地としての与論島、キャッチコピーもすごくいいんじゃないかと思うし、私はコースタルリゾートの一部に特攻花記念公園でもつくっていいんじゃないかと、そして慰靈祭を行うときにも、宗派を乗り越えて、町長が主体になって、ここでの平和教育もあります。そういうことも考えていいんじゃないかと。是非私たちの足元にある岩や石ころや花や木々にも歴史があり、私たちはその歴史を見出し切らないと。そういう意味で新しい視点、新しい考え方で島の歴史を見直していこうじゃないかと、これは先ほど麓議員がおっしゃったのと全く同じなんですね。是非、もっとあると思うんです。いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについては、今後また検討させていただきたいと思いますが、私どもとしてもいろいろな施策をしたり、いろいろなことをやるわけでありますけれども、今後公園とか周辺整備のことについてはまたいろいろと検討していきたいと思っておりますので、その点でいろいろなういうつくりをするかという検討をまたさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） では続いて、もう一つ提案しますので、これは町長、見覚えがありますか。一昨年アギタの大津波の伝承があったときに、与論が、議員の皆さんも見れるように裏にも書きましたが、この一番高いところの位置、この場所以外は全部津波に襲われたらしいと。アギタの大津波伝承については話しましたけれど、このときの資料なんですが、これはよく見ると青の部分が少しずれていると思いませんか。この青の部分を茶花の青の部分を少し上のほうに持つていけば、この青と青が合うと思いませんか。要するに、この島が東西というか、この方向でずれていっているというのがこれでわかりますよね。先般のもうたびたび名前を申し上げてわからないけれど、麓議員等に連絡があって、ジオパークの講演会がありましたけれど、与論のこのいわゆる朝戸の断層、辻宮断層というのは、永久の活断層だと、非常に危険な断層だと。いつ大きな大地震が起きてもおかしくないほどの可能性がある大きな危険な断層であるという永久断層だそうです。私は、この与論島が茶花とこっちの東と西にずれているということはずっと前から気付いてまして、この断層はおもしろいなということで思っていたんですが、こういう地形とか、水脈だとか、リーフの形状、それらについて総合的な形でやるのは、いわゆるジオパークという考え方らしいんですが、そういう意味でもこの与論島はかなり地質学的にもかなりその教材になる部分がある。それからもう一つ大きな断層があるんですが、シーラのシーマンズビーチがありますよね、パマゴウがありますよね。あのパマゴウからムトウの碎石場に向かって、このムトウの碎石場から立長のイナバ道から東の方向に

向かって断層が走っているんですよ。

[「議長、あなた何を言いたいの」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） 私が言いたいのは、

○議長（大田英勝君） 喜山議員、その質問の趣旨の本旨に戻っていってください。

○5番（喜山康三君） だからこれが与論の観光にも役立つんだと。そしてこれだけの津波も襲ってきているという伝承があるんだと。要するに、西区のアギタのところに津波伝承を伝える公園なり、それも検討してもいいんじゃないかと。いわゆる島全体を考えた島博物館、前にもいろいろ構想がありましたが、それと似たような構想ではないかとジオパークは思いますが、それと同じように与論の歴史や地形、地質そういうものを総括した形で教育や観光の振興に役立てていただけないかと。そういう方法を今後検討していただけないかということなんですが、町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今御指摘の問題については、確かに前に、共通一次試験が出る前の国立大学の一次試験とかがあったときに2回ほど東大の一次試験に与論島の断層が出て、試験問題として出た経緯がありますが、そういう点では、いろいろな起伏のあるおもしろいあれがありますので、今後はそういう点もまた検討していきたいと思います。ただ与論の私どもの場合、第4次総合振興計画の中で島全体を一つの博物館として捉えて、島の整備をしていくという目標を立ててやっているわけであります。その一環として全てやっているつもりなんですけれども、なお一層また検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） だからその整備をするに当たり、以前のもう30年以上前の話ですが、サザンクロスセンターを建設するときに、今の龍の頭の部分を取り壊してつくる計画がありました、それをもっと北に寄せてくださいということで、当時、私が要望したんです。そのとき要望した方が川上政雄副町長なんです。それを川上副町長が、その会でちゃんと話をして、あれを壊さないように済んだことがあるんです。私が言いたいのは、観光施設だとかそういうものを整備するに当たっては、そこの自然をいたずらにいじってほしくないと。是非この辺に気をつけていただきたい。また、琴平一帯を埋蔵調査しようとしたときにも、サザンクロスセンターがあつたために、それからは外されたという話も伺っております。だから下手に人口構築物をつくったことで大事な遺産、埋蔵遺産を失うということがないように、今後きちっとコンセンサスを図りながらやっていただきたい。是非これを町長に要望しておきますが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） はい、わかりました。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もうあと少し5分ぐらいはあります、是非。

○議長（大田英勝君） いや、5分はないです。

○5番（喜山康三君） ああそうですか。

○議長（大田英勝君） 3分ほどですので、もうまとめてください。

○5番（喜山康三君） 先ほど冒頭で述べた役場職員の皆さんのは非社会との付き合いのあり方、本当に私はつくづく見て大変だと思います。是非その辺を町長が、副町長がカバーして、もう少しゆとりのある管理職、ましてや管理職手当なんかを切るなどというのは、ちょっとな、もう少し上げてほしいぐらいなんですが、是非本町のために、与論町の今の課長は本当に頑張ってくれている、すごいと言われるようになります、是非頑張っていただきますよう要望して私の質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、3番、町俊策君の発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 私は、まず最初に、観光振興対策について説明を求めます。

1 観光振興対策について

(1) パナウル王国建国30周年記念事業の中で、既に実施した事業の内容とその成果はどうであったか。今後実施する予定の事業は、予算面も含めて具体的にどのような内容であるか。

2 特産品開発の支援策について

(1) 特産品協会が中心となって取り組んでいる本町の特産品開発を一層支援し、産業として独立するためには、現在の特産品開発センターの調理加工器具では若干足りないと痛感されるが、これを補充する考えはないか。

(2) ソフト面からの支援も必要であることから、①マーケティングリサーチの方法等の研修②有名料理人の監修による品質の向上を図るための講師招へい③製品・容器等の意匠（デザイン）の洗練化などについて、町として積極的に取り組み支援していく考えはないか。

3 ため池の水質の維持向上対策について

(1) 自治公民館長や水利組合長等を先進地に派遣して研修をさせるに当たっては、あらかじめ参加者全員が本町の水質の汚染状況等について共通認識を持って視察すべきであると痛感するが、事前研修を行う考えはないか。

(2) 研修成果を町民に公表することによって、水質の維持向上に関する町民の意識の高揚を図る必要があると考えるが、どう進める方針であるか。

以上につきまして質問をします。回答をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。まず1-(1)についてお答えします。既に行つたイベントといたしましては、5月31日に東京国際フォーラムで開催いたしました与論島観光説明会及び商談会には、8社から12人の旅行会社員と島の宿泊業者10人が参加し、6月1日に日比谷公会堂で開催しましたヨロン島ファン感謝祭には、チケット販売者で505人、招待・出演者を合わせて600人が来場し、6月2日の渋谷ギルティーでのライブには96人が来場しました。予算は566万円を計上しており、現在精算中です。

今後行う予定のイベントとしましては、8月にヨロン島一周シーカヤック大会や沈船あまみ20周年記念・海中宮殿10周年記念イベントとして、ダイビングフェアを7月から9月の期間中に、記念ワインボトルを沈船あまみに1年間保管したり、水中結婚式等のイベントを開催します。

また、9月21日・22日には、沖縄や奄美群島の唄者や踊りの団体をお招きし、ヨロン・沖縄・奄美音楽芸能祭を開催します。これは総予算で250万円を予定しております。

次に、2-(1)についてお答えします。特産品支援センターの備品整備として、本年度は電機蒸し器（殺菌庫併用）の購入を予定しております。この機器は蒸し器としての機能に加え容器や製品の低温殺菌機能を併せ持つもので、新商品の開発に役立つと考えております。

特産品支援センターの既存の機器につきましては、本来試作や開発を目的に導入した機器のため小型の機器となっております。

これからも様々な調理加工のニーズに応えるべく、機器の年次的な整備を検討してまいります。

次に、2-(2)についてお答えします。近年、携帯電話は当たり前の時代となり、最近ではスマートフォンを始め様々な情報伝達ツールが急速に普及しています。マーケティングや観光PRの方法なども、時代の変化に柔軟にスピード感をもって対応していくべきだと考えます。マーケティングや情報発信については効率を考えながら、積極的に最新の研修が受けられるようにしていきたいと思います。

次に、有名料理人の監修による品質向上を図るための講師招へいについては、今まで様々な料理の専門家による料理教室などを行つきましたが、郷土料理として確立するまでには至っておりません。今までの経過を見ても有名料理人の監修だけでは難しいと思われますので、今後あらゆる方面から効果的な方法を検討してまいりたいと思います。

また、島内の特産品を始めとした商品の販売増を考える上で、意匠（デザイン）は必須であります。このため、今後特産品の商品開発と併せてデザイナーなどの専門家を招へいしながら、研修会を開催していきたいと考えております。パッケージデザインの作成支援につきましては、専用のソフト等もあるようですので、デモに併せて研修会を行うなどの支援をしてまいります。

次に3-(1)についてお答えします。本町のため池の水質の状況につきましては、先の麓議員への答弁でも述べたとおり、まだ汚染原因等は特定されていませんが、中間報告が出ていますので、それに基づいて先進地研修参加者に対し、調査担当機関も呼んで汚染状況についての説明会を行います。

最後に3-(2)についてお答えします。先進地研修後の成果公表につきましては、まず各地域の女性団体に研修内容を報告するとともに、町のホームページや広報紙等に掲載し、町民の水質保全に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、環境課と連携しながら各家庭や職場、学校等で実践に向けた取り組みを検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 30周年記念事業の件でお尋ねします。東京国際フォーラムで開催した説明会及び商談会には、8社から12人の旅行会社員と島の宿泊業者10人が参加したとありますが、8社から12人の8社とはどういう会社なんでしょうか。会社名を教えてください。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） はい、お答えします。すみません、今ちょっと手元に資料がありませんので、後ほどお届けしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 今まで与論島をずっと支援していただいた会社というのは、8社に留まらないわけですよね。それが最近になって客が少ないと、それからその8社、紹介してくださる旅行会社の数も同じように大きく減っている。そこがいわゆる入り込み客の、観光客の減少にもつながっているのではないだろうかという気がします。これはずっと昔の話になりますけれども、日本全国をセールスして回ったことはありますか、最近では。各旅行会社を回ったことはありますか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 私は今年で2年目になりますが、初めてきのう旅行会社・エージェントのほうを回りまして、全国とまではいきませんが、ぼちぼちとということで回っております。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもが昔やっていた時代の大手旅行会社である近ツー、日本旅行、交通公社、東急観光等が大分組織替えをして、簡単に言えば、こう分割したような格好になります。その個々のところには年に担当者、観光協会と観光課が挨拶とかいろんな依頼をして回っています。ただ実際問題として、人数を送ってくださるのが、楽天とか、いろんな今の情報で送るあれがもう主流がそこに移ってきており、先般のこの商品説明にもそういう方々がほとんど、キャリアは日本航空が来られたわけありますけれども、そのほかは大体そういう方々がおいでになりました。

以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 昔の話をしてはおかしいんでしょうけど、時代も変わったと思います。今でいうそのヤフーなどが参加するというような時代に変わってきているわけですけれども、やはり人ととのつながりが非常に大切だとずっと思っておりまして、私たちは東京で招客、あるいは計画してくださった担当者を追いかけて北海道まで行ったこともあります。そこでまたよく来てくれたということで、北海道で商品企画をし、招客をしてくださったこともありました。あくまでも参考までですけど。そういう具合に送ってくださった会社には積極的に行って苦情も聞き、そしてまた要望も聞き、そうしながら連携を保ちながらお客様をどう楽しませて帰すか、満足させて帰すかということをずっとやってきた苦労がありました。そういう点で、連携を今一度そういったことも見直してもいいんじゃないかという気がしますので、これにつきましては、招客に関しても要望をしておきます。事細かく旅行会社との連携を保っていただきたいということです。

それと昔からの旅行業者に今一度アタックしてみてはどうでしょうか。最初のきっかけはスキー会社でした。スキーの旅行会社でした。そんなに大きくない会社でしたけれども、冬はスキー、夏は与論島というような商品構成で、この島が観光ということに目覚めたきっかけをつくっていただいたんですが、昔をやっぱりもう一回開いてみて、検討していくことも必要だと思います。

それから、今度の感謝祭ではチケット販売が505人で招待・出演者を合わせて600人ありますが、505人のほかに600人なんですか。合わせて600人だと、505人を引くと95人が招待・出演者ということですか。当初の予定では何人を予定されて、何人を予定して予算を組まれたんですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） この予算566万円で1,000人を予定しておりました。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） そうすると予定達成率は大体70%ですか。まあそういうことですよね。おおむね良好ということだと思います。どうか70%の方々がそうした一堂に会するということはまだまだ与論も見捨てたものじゃないと思いますので、なお一層の努力をしてさらに集客率をアップさせていただきたいと思います。

次に、今後行ういろいろな事業の中で、ヨロン・沖縄奄美音楽芸能祭を開催して、これに総予算で250万円を予定しているということですが、これは音楽祭だけの予算ですか。それとも今後のあらゆるイベントでお客様を集めるためのイベント予算も含めてでしょうか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） これはダイビングフェアとこの音楽祭を合わせた両方の額です。一応250万円を予定しておりましたが、今回の補正で200万円ということになっております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） これは既に予算は確保されているんでしょうか。それとも補正ででしょうか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 今回の補正での提出となります。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 町長、これは補正だそうですが、これからこの事業は確率はありますか。確実性は。この事業に予算は必要ですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは実際に、具体的にある程度確実性がないと事業はほとんど立てませんので、大丈夫だと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 商工観光課長、是非元気を出して。変わったばかりでいろいろと戸惑いもあるだろうと思いますが。是非頑張って観光の振興に励んでいただきたいと思います。

それから、2番目の質問事項である特産品開発の支援策についてでありますが、特産品協会をつくっていらっしゃるようで、これには参加者がいっぱいいるんですが、その中にいろいろな団体が含まれているようです。話を聞きますと、このそれぞれの団体で、それぞれ一団体で一品目というようなことで集中的に特産品をつくって実験を重ねてきていらっしゃるということで、ほぼこの原材料の確保もめどがついたと。つきましては、それについての製造過程における機械類、機器類、そ

いったものが不足している。あるいは、あるんだけれども今一つ規模が小さくて商品化するにはというようなことだそうです。どの機械がどう不足しているのか、私は実際にやってないのでわかりませんが、大まかにはそういう意見だそうです。それでお願いしたいのは、この各団体の小さく区割りした団体の中での意欲を減じないようにそれぞれのグループへの意見を聴取され、それについて説明をする・しないではなくて、意欲を欠かさないよう説明をしながら、納得をさせながらそういう機材の購入とか、あるいは導入を図っていただきたいと思います。今ここでわかっているらっしゃるようですけれども、試作品の開発も特に導入した段階からさらに進んでいるようです。ただ第三者的にみるとその商品が売れなければ困るわけで、それについてはいろいろなあい路があります。一番最初に声を挙げられたのが輸送コスト、いわゆるどうしようもないことでと。輸送コストが太刀打ちできないと、マーケットで。この輸送コストの低減化、これは現在奄美大島で全郡的に輸送運賃の問題については取り組んでいるところですが、そのように説明はしておりますが、特産品につきましては、特産品を認定して、その特産品には特別の運賃を設定してもよろしいのではないかと。あるいは、そういう支援をしてもいいのではないかという、遠距離にある与論島では最も輸送コストの問題はネックになっております。どうかこの意欲を、ここまで盛り上がってきており、意欲を消さないで、さらにこれを高揚させるためにはどうしても運賃問題と機材の問題、これについて町長の今後の方針をお尋ねしながら、次に移りたいと思います。町長、お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 特産品支援センターの目的についてちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、これは特産品を開発したいと思う方々がお出でになって、実際に試作をしてもらう。商品段階となって売買をやったりするときには、もう支援センターからは離れていただきたい。といいますのは、たくさん的人がきて、これもこれもしたいので機械の全部を・・・ではやっていけない状況になるので、それはもうできないと。ただ変になると、この研究をしたいというときには、機械をそれ試作品用の機械を入れて差し上げるということで、今回ももう一つ入れますけれども、そういうあればあります。

ただ実際に試作をして、もうこれでいけるという段階になったら独立してやっていただきたい。そのときは、またいろいろな補助制度とかいろいろなものは町で調べたり協力してやりますので、まずは何をつくるかということをこのセンターでは見つけていただきたいということです。つい最近は基盤ができましたけれど、あれとはもう全然異質のものでありまして、そういう点を御理解いただきたいと思いますが、これでいけるということになれば、ほかの形で補助制度とかいろいろなもの

を町で斡旋をしてまいりたいと思います。その点は是非頑張っていただきたいと思いますが、輸送費の問題については、先ほども高田議員のほうから出た、あったわけですけれども、非常に難しいということが野口議員のほうから、確かに新聞にもそのとおり載っているわけでありますけれども、是非これを突破せんといかんわけですが、もう一つ問題があるのが、農業製品で品目が設定されているのです、輸送費にです。それを先日の会合で農産品だけじゃなくて、奄美は企業誘致も一生懸命やっているので、企業でできた製品とか、その他の製品もあるじゃないかと。品目を、農産品目を設定したらとんでもない話だと。これは本当に考え直してもらいたいという抗議をしたのですけれども、これはやらんといかんなという声はあったんですが、なかなかその品目の訂正までは至っていないわけですが、今後お会いしたときは、それを直接申し上げたいと思っているのですけれども、そういう点でも難問があります。けれどもこれは全品目、この奄美から出る商品については、農産物の限定品目だけじゃなくて、全部を見てもらわないとこれはもう本当にそれこそだれのための奄振かということになるわけでありまして、是非頑張っていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 次は、ため池の水質の問題です。実は水が悪いということは、もう町民はほとんど知っております。それで私はかつて、ここに写真があるわけですけれども、美しい日本ということで、茶花小学校の3・4・5・6年生に今の「えひめA I - 2」という水質改善の実験をしました。そのときの先生は川崎先生のときで、川崎先生に話して、こういうあれがあるみたいだけれども、調べてほしいということで、インターネットで調べていただいて、そしてそのとき初めて先生も若干の知識があられて、さらにインターネットで資料を取り寄せて、そして各小学校、3小学校の先生方を集めて、川崎先生が講義をなさり、指導をされています。しかし、最終的には茶花小学校だけがやるということになりました、これについては、子供たちが環境問題に取り組んでいるということで、沖縄テレビと、これは珊瑚礁も関係してくるのだけれども、家庭の排水、あるいは水質について取り組んで、小学校は取り組んでいるということで、美しい日本、地球を守るということで取材を受けました。茶花小学校が、二つの出題に応じて、このことについて

[「マイク使ってください」と呼ぶ者あり]

○3番（町 俊策君） やったわけですが、その後は続いておりません。そのときの6年生は今高校1年生です。そういう具合で、これを子供たちを通じて家庭環境から改善していくこうという計画で、公民館活動としてやったわけですが、これを今ため池の問題が非常に出ておりますので、是非これをまずこの辺も含めた子供から大人

まで、あるいは利用者に至るまで、全員がこのことに、水質の問題について取り組んでもらいたいというようなことで、いろんなEM菌を使うとか、いろんなことがありますけれど、自分たちでつくることが一番大切だと思っております。買ってやることは誰でもできるわけで。これは小学生が既に実験しておりますとおり、その効果はありました。いろんな効果がありました。その中で一番驚いたのは、風呂場の排水溝にこれをまいたところ、翌日白蟻が風呂場にいっぱい死んでいたと。その風呂場にどうしてだろうと思ってみたら、風呂場の場合、これがカビのようにぼろぼろになっていたのが表面からは見えないわけですよね。ですからちょっと触ったらごそっといってしまったというようなことで。それから、家庭内のいろいろなところのその何ですか、菌ですから、これも一種の菌ですから、段々それがバイオ化していくて増加していく。愛媛は御承知のとおり、ため池が一番多い県です。あそこも水がなくてため池を一番たくさんつくっている。それで農業をしております。それから、愛媛では御承知のとおり、特産品としてすぐびんと浮かぶのはみかんです。ああいう柑橘類にもこの水が使用されておりまますし、そこで水がいかに浄化された形で農業に使われているかという一つの証拠でもあると思います。今回、公民館長会におきまして提案しましたところ、公民館長会では、それじゃ水利組合の人たちも一緒になってそれを研修に行こうじゃないかという話が出ておりますけれども、実際には最終的には確認はしておりませんが、是非これは町としても支援して研修をしていただきて、まず水に関する関心を各公民館長が持ってもらって、そして水利組合が預っているため池等の水の管理を十分にしていただくというような形の中で、管理をお願いしたいと思いますし、それから水については、全町民が関心を持っていただけるような形にもっていっていただきたいということですが、これについて町長のお考えをひとつお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前にもその提案がございまして、私どもとしても「えひめA I（あい）」の問題についてはいろいろな調査をする必要があると考えてきたところであります。その点については課長のほうからいろいろ調べてあると思いますので、聞いてみたいと思います。いいことであれば是非、そんなにまで費用もかからないわけで、やるべきじゃないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 昨年、議員から「えひめA I」のことをお聞きしまして、自治公民館ではなくて、農地・水のほうの研修では非行っていただきたいということで提案いたしました。昨年度は研修旅費は使い切ってないから、是非今年お願いしますということで、担当のほうで予定とか旅費の額とかを調べて、いつ行

くかということで、7月の初旬ごろが適當じゃないかということで、日程的にも調整しております。また、質問にもありますように、行く前の事前研修は是非やってから行っていただきたいと計画しております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） ありがとうございます。この特徴は、とにかく誰でもができるということです。それから、もしこれを事業的なところから買うとなると、すごいランニングコストがかかってくると思います。一番いいのは、住民自身が意識を持って改善していく方法が一番いいのではないかという気がしますので、是非そういう意味合いからも行っていただきたいと思います。

それから、研修の中で、現況の水の汚染度、ため池の汚染度合いについては十分な認識を持った上で行っていただくような研修をお願いしたいということ。

それから、このことが海洋汚染にもつながっているということ。ひいては飲み水などにも関わりますので、できれば関係課から一人ずつは参加していただけないかなと、環境課、それから水道課からも参加していただければいいな。そして、どうしてもいろいろな事業をやるときには、行政は縦割り行政ということなのですが、これは無駄がたくさんあります。同じ場所に出張に行くのに、1カ所だけしか見て帰らないとか、関連するところも併せて見ればよかったですのに、と後で反省することもあるわけですからね。そういう具合に、行政全体が意識を持ってやっていくようなシステムで研修もお願いできればありがたいなという気がしますし、その効果が広がるんじゃないかなと思います。どうか今後いろいろな行政を執行するに当たっては、町長、縦割り行政と、昔から言われているのですけれど、その辺のところをよろしく御配慮願います。

それから教育長、これを広げていただいた指導主事の先生ですけれど、どの先生も御存知なんです、この「えひめA I」については。今の委員会も知っているようですけれど、どうかそういうことでこれを普及していくに当たっては、学校側の対応についても御配慮いただけるようお願いしたいと思います。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○3番（町 俊策君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 3番、町俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時12分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9番、福地元一郎君の発言を許します。9番。

○9番（福地元一郎君） それでは、平成25年第2回定例会に当たり、先に通告した件について質問します。

1 姉妹都市盟約について

(1) 平成18年3月31日に旧口之津町を含む8つの町が合併して誕生した南島原市や与論と関係の深い大牟田市と姉妹都市盟約を締結して、一層友好を深め交流を活発にすれば、本町の観光や文化の振興発展にも大いに役立つと通感されるが、町長はどう考えているか。

2 観光振興対策について

(1) 去る6月1日に東京の日比谷公会堂でヨロン島ファン感謝祭が開催され、2日は渋谷のライブステージ・ギルティーで「大宴会」と銘打ってライブイベントが行われたが、準備期間が短くPR不足を指摘する声が多く聞こえた。イベントは1年ぐらいの準備期間を設けてPRしていく必要があると通感されるが、町長はどう考えているか。

(2) 「人生ゲーム」を販売するタカラトミーが、人生ゲーム発売45周年記念事業として、また、本町と本町商工会青年部が推進する「ヨロン島興し計画」の一環として、「ヨロン島リアル人生ゲーム」を7月20日から9月16日まで与論島を舞台に開催することであるが、本町はこれにどう関わっているか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） ただいまの御質問にお答えします。まず最初に1-(1)からお答えします。南島原市との姉妹都市盟約につきましては、本年11月23日に予定しております町制施行50周年記念式典に併せて姉妹都市盟約調印式ができればと考えており、現在、南島原市と調整中であります。

大牟田市との姉妹都市盟約につきましては、大牟田・荒尾地区与論会を核とした大牟田市との交流を広げていきつつ、本町との姉妹都市盟約について大牟田市民の機運が醸成されていく中で話を進めてまいりたいと考えております。

次に2-(1)についてお答えします。準備期間が短かかったと言われれば、短かっただしようが、今回のイベントは、昨年の台風被害を受け、島内外に向けた情報発信という意味で、昨年末までには開催したかったイベントです。

ちなみに、今回のイベントの時期は、旅行商品の造成時期並びにタカラトミーのプレリリース時期及びテレビ番組との兼ね合いも含めての時期決定であります。

今後は、災害時や緊急を要するときを除いては、民間主導型で官民一体となったイベント形式に切り替えてまいります。

最後に2-(2)についてお答えします。関係機関との調整、企画内容等の打ち合わせ、旅行会社へのツアー造成依頼、マスコミ関係への情報発信を行っております。

ちなみに、3小学校でのタカラトミーの授業内容は、4月分がNHK鹿児島で放送されております。

また、6月12日・13日にフジテレビの番組「もしもツアーズ」のロケが行われ、6月22日・29日の2週にわたって放送されます。そのほかにも、TBS、NHK鹿児島及びMBC等でも放送されます。現在、その映像撮影とマスコミへの情報発信と映像転送等のやり取りを行っております。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 南島原市の姉妹都市盟約については、平成20年9月議会でも一般質問をしたことがあります。そのときの南町長の答弁は、南島原市との姉妹都市盟約締結の件については、歴史的にも深いつながりがある旧口之津町との関係もあることから、諸般の事情も考慮しながら検討していきたいと考えておりますとの答弁でした。あれから5年が経過しましたが、今回の町長の答弁にもありますように、こうして締結に向けて動き出したことは、感慨深いものがあります。去年の与論マラソンのときに、南島原市の藤原米幸市長が来町されましたが、市長に姉妹都市盟約の話をしたところ、前向きに検討するとの返事がありました。また、今年の与論マラソンにも南島原市から市の職員や市民ランナーなど10人が来島されました。そういったことから、南島原市との姉妹都市盟約については、機は熟していると見ておりましたが、町長の答弁を聞いて安心いたしました。再度、町長に伺いますが、11月23日の記念式典には間違いなく姉妹盟約を締結していただけるものですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのつもりで今進めております。もちろん議会の承認をお願いすることになりますけれども、御協力いただければ間違いなくやれると思っております。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 是非やっていただきたいと思います。また、大牟田市との姉妹都市盟約についても、大牟田市在住の与論島関係者を中心に、盟約を結んでいただきたいという声がたくさん聞こえますので、これから時間はかかると思います

が、南島原市が5年もかかったように、かかると思いますが、これから話を進めていただいて、締結に向けて進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから総務課長にお願いしたいことは、その姉妹盟約は11月23日に締結するわけですが、そのときは南島原市の藤原市長や特に旧口之津町出身の市議の方々が一番与論との姉妹都市盟約を望んでいましたので、そういう方々には是非案内状、招待状を出していただきたいと思いますが、総務課長、できますでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ありがたい御提案お受けします。その方向で前向きに、そして積極的に働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 次に移ります。与論島ファン感謝祭については、先ほど町議員のほうも質問しておりましたので、重複する点もあると思いますが、私のほうは実際そこに参加しましたので、改めて質問します。

私も与論島ファン感謝際に参加することが決まってから関東の友人、知人にメールや電話をしましたが、そのときになって初めてその感謝祭が開催されるということを知ったという人が結構いらっしゃいました。そしてまた、もっと早く知らせてくれたら予定を調整して行けたのにと残念がる人もいました。確かに、この与論島のファン感謝祭については、与論町のホームページや観光協会のホームページにも載っていましたが、やはり私たちの年齢になりますと、もうインターネットを見る人というのはほとんどいないわけですよね。ですから、やはりそういった催しをするときには、やっぱり時間をかけてPRすることが大事じゃないかと思うんですよね。先ほどの町議員に対する答弁にもありましたように、今回は招待客を含めて500人余りという感じでありましたが、実際に7年前に行われたファン感謝祭では1,500人以上を集めたという話を聞いております。そのときは日比谷公会堂が2階までいっぱいだったという話を聞いておりますが、感謝祭にかける経費というのは、前回も今回もそんなに変わらないんじゃないかなと思うんですよ。ということは、同じような経費をかけながら半分にも満たない集客だったということで、どうしてもその期間の短さからくる準備不足と、PR不足というのを感じるわけですが、商工観光課長はこの点をどう思い、どう反省しますか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。確かに、今回の場合は台風被害がありましたので、その風評被害の払拭も兼ねながらというイベント計画でした。それ

で当初から災害とかでなければ余裕をもって準備することができたと思うんですけど、この台風災害からの復興に向けて頑張っているということで計画したわけで、その準備期間としては確かに短かかったものですから集客には影響したと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今課長が説明したとおりで、旅行者、いわゆるエージェントとかキャリアから客を送っても大丈夫かという声が相当あったんです。それであえてこれを即知つてもらうにはこれ以外にないだろうという思いで、相当赤字になるんじやないかと、昨年はものすごい黒字であれましたですが、もう期間もないけれども、集まるだけでもやってPRせんと、これはもう大変なことになるということで時間も短いというあれば承知したわけですけれども、今回、しかしキャリアさんとかエージェントさんが来られて、昔の日本旅行、近ツーの方々も来られて、非常に涙を流して帰られたんですけども、元気で頑張っているということで帰られたんですが、日本航空からも是非このイベントは毎年やるということで決めてもらいたいと。このことについては、もう日本航空も挙げて協力するから是非この素晴らしい催しものはやってもらいたいという話が出ております。それともう一つ、県の職員、逆瀬川県東京事務所長も来られたんですが、これだけのお客さんを集めることはもう与論しかできない、広域でやってもなかなか集められんだろうと、こんなにすごいのは初めてだということで、非常に感激して帰られたわけですが、私どもとしては、倍以上は集めるということを目標において、1年かけて計画するんだったら、少なくとも倍以上は集めるという計画でやらなくちゃいかんのじゃないかということで、まだしっかりとは観光協会とも話し合いはしていないわけですが、考えてまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 今の町長の答弁にもありますように、実際、与論町は1,500人、実際には招待客を入れて2,000人は集めたという話ですから、600人ぐらいで満足しちゃいけないと思うんですね。会場に来た一般観光客の中から与論島ファン感謝祭は何の目的で開催したのかという疑問の声もあったんですよ。そのメインタイトルには、「与論島ファン感謝祭」と銘打ってありました。そして、そのサブタイトルには、「与論島台風被害復興支援チャリティーライブ」とあって、また翌日のイベントでは「与論島ファン感謝祭・大宴会」とあって、一体何を目的に何をやっているんだろうという、わからないお客様が多くいたと思うんですね。実際、私も聞かれたんですけども、私も実際会場に行って答えること

ができなかつたんですよ。そういったことで、イベントをするときには、もっとわかりやすく、一つに絞ってやるのが一番いいと思うんですよ。特に、その主催者側がどういうイベント目的でやつたにしても、与論島ファン感謝祭という名目でやるからには、与論島にいつもよつちゅう来てくれるそのファンの方々というのは、そこの会場に行けば何か得をするんじやないか、何かそういった得をするような情報が得られるんじやないかと思って期待してくるわけですよ。だから主催者側としては、来たお客様に対して、ファンに対して感謝するんであれば、それなりの目玉商品をつくる必要があると思うんですよ。今回の目玉商品といつても、東京往復のチケット2枚でしたけれども、それでは少ないと思うんで。せめて10枚、多ければ多いほどいいのですけれども、10枚ぐらいは準備しないとよくないと思うんですけど、町長いかがですか、その点は。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず題目についてでありますけれども、非常に打ち合わせ不足で、私も途中から気がついて非常に戸惑ってあれしたんですけれども、それはもう非常に反省すべき、帰ってすぐそのことは全部やりました。きっちりやらんといかんということで、内容が素晴らしいでも何をやっているかがわからんじゃしょうがないじやないかということで、ちょっと反省をしております。今後また気をつけたいと思います。

それから商品については、今後検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） それから今回のイベントは、抽選会のときに当選番号を呼ばれて、手を挙げたけれども司会を見てなくて、後からクレームをつけてきた方がいたんですよ。実際、そのときは既に遅しで、次の人にチケットが渡ってしまったんですけども、確かに司会の方も悪気があってやったわけじゃないんですよ。ピンスポが当たられたら会場は見えなくなつて、真っ白になつて、またそのときは1時間半も遅れていたので、焦っていたかもしれません、そういったことで、司会を責めるつもりはないのですけれども、そやけど当たたのに、手を挙げたのにもらえなかつた方は、かなりショックを受けて、もう与論島には行きたくないということを言い出したわけですよ。ですから、今後はこの抽選の仕方を改める必要があると思うのですよ。今回は番号だけでしたけれども、番号だけではなくて、それに名前とか、よければ住所も書いてもらって、その番号を当てたら確実にその当たた、当選した人に届くような方法をしないとよくないと思うのですけれども、富士川課長、どう思いますか、この点は。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。確かに、福地議員さんのおっしゃるところだと思います。この件につきましては、私は中のほうにはいなくて、会場の外だったんですが、後で聞いたんですけれども、司会者は確かに、確かめて、いませんか、いませんかということでやったんですけれども、なかなか出てこなくて、それはうちの協会の副会長も見ていました。出るのが遅かったんじゃないのかということで、そういう話も聞いております。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今課長が話したとおりなんですが、そばに島の人たちもいて、その人がはいと手を挙げたから、本当に当たったのかという雰囲気もあったみたいなんですが、ただいま言われたように、それだけ商品の大きいなものについては徹底して確認してやる必要があるんじやないかという反省はしております。それは絶対気をつけなきゃいかんじやないかという思いをしております。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） はい、そのようによろしくお願ひします。

先ほど町長の答弁にもあったように、今後はその民間主導で、官がお金の資金面をバックアップしていくようなイベント形式に変えていく必要があると思うんですよ。大きい会場を借りているので、ちょこっとしか集まらなかつたら、それは無駄があると思うんですね。そういう意味では、ライブハウスなどの小さい会場で出演する方とファンが直接触れ合うような、といったイベントの回数でこなしていくような方式にしたほうがすごく集客につながると思うんですよ。今回のライブハウスのイベントでびっくりしたのは、アマチュアバンドのキャッチ・アンド・リリースというバンドがいますけれども、そのバンドに追っかけがついているんですね。もう2日間もずっと追っかけて歩いているファンがいて、実際、その方はこの間来島されて、一緒に酒を飲んでましたね、さすがに。そういうふうに、結構小さいライブハウスでイベントをすると、ファンが寄ってくるということはあるんですよ。だからこれからはイベントをするときには、小さいライブハウスで経費をかけずに回数をこなしていくというやり方が一番イベント効果があつて、島のPRになると思うのですけれども、町長はどうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 対象を考えないといかんと思うのです、イベントについては。ライブでやる場合は、若者に限定されるので。例えば、今度の日比谷公会堂でイベントをやつたから渋谷のライブも集まるわけで、ライブだけということじゃなくて、行ったついでだから効果的なものをやるということは必要、非常に必要だと。日比谷公会堂でも会費をいただいてやっているわけで、5年前は黒字が200万

円、黒字になっているわけです。今回は急々でやって人数が足りなかつたために550人ぐらいですけれど、これから入場券分を差し引くわけですので、幾ら赤字になるかはわかりませんけれども、少なくとも200万円は引くことになるかと思いますけれども、そういう点では、目的のお客さんを集めることができれば十分採算はとつていけるというふうな考え方をしております。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 今町長の答弁にありました、確かに今回は赤字になるだろうということは予想されます。私にきたメールに、与論島ファン感謝祭の開催実施の経費は町税を予算立てしていると思いますが、町民に収支の報告はないのでしょうかという質問がきました。そこで、富士川商工観光課長に伺いますが、収支報告書は町民に提示しても問題ないと思うのですが、どうですか。町民に提示しても大丈夫ですよね。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 今度これを精算してから観光協会の総会にも提出します。総会のほうで発表しますので、公表ということになると思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 観光協会の総会となると、もう来年になるんですよね、26年度の総会になるわけですよね。それじゃ遅いということなんですよ。今5月、6月、そしたらもうあと1年後になるわけですよ。それじゃ遅いので、できる限り、それが出たら、それもすぐ出ると思うんですよ。ですから、出たらすぐホームページに載せたらいいわけですよね。ホームページに載せれば町民はそれを見るができるですから。だから来年を待たずしてそのできあがった時点で、役員会とさつき野口議員がおっしゃってましたけれども、長に許可を得たらそれは出していいと思うんですよ。総会で別に決裁を受ける必要ないと思います。是非それは早くやっていただければ、どうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 今おっしゃっているような意見ではあれなんで、一応、役員、理事会に諮りたいと思います。

○9番（福地元一郎君） はい、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） じゃあ最後の質間に移りますが、最後の人生ゲームについては、この質問は別に一般質間に相応しいと思って質問したわけでは実はないですよ。大手のゲームメーカー、タカラトミーがせっかく与論を舞台に45年の歴史ある人生ゲームを展開するのに、関係者以外はゲームの内容とか、ゲームがあること

自体を知らない人が多いので、あえて出したわけです。出せば、ネットで見る人もいるだろうし、出せばいろいろ見てくれると思ったからですよ。実際、このゲームの目的や趣旨をホームページで見てみると、観光客が従来の観光では出会うことのないような島民や島の行事に触れていただくことにより、人と島をつなげ、与論島ファンのさらなる増加を目指すとあります。ということは、やり方次第ではこの人生ゲームは島の若者と観光客が出会うチャンスの場であり、婚活の場になるのではないかと思ったからです。そういう意味で、町当局も、議会も側面から応援して、少しでも島の参加者を増やして、その中から一組でもカップルが誕生すればこのゲームの意義というのは多いにあると思うのですが、町長、どう思いますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ゲームについては、前に何ていうんですか、カルツァイランドということで、あれを2年にわたってやりました橋富さんという方が非常に与論を気に入ってくれたって、あの方が持ってきたゲームでありますけれども、私が聞いた一番最初のあれは、これによって子供たちに島の歴史を再認識してもらいたいということがありました。そして、あとはポスターに載っている、今議員がおっしゃったわけでありますけれども、町を挙げて応援、もちろん大分、バスも、専門のバスも走らせていくので、大体島の方々はわかっているんじゃないかなと思いますけれど、宣伝不足の点もある、私も直接聞いただけで何かの宣伝ということでは聞いてなくて、言われて初めてあれと思っているわけですけれども、認識を新たにしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） このタカラトミーのホームページを見ると、そういう内容が載っているんですけども、内容を町のほうから町民に周知するようなことをすれば、もっといいのではないかと思うのですよね。先ほど答弁にもありました、フジテレビで毎週土曜日の18時30分から19時の間に放送されている旅行バラエティ番組「もしもツアーズ」で、今週と来週の土曜日に、高橋ひとみさんをゲストに与論島で人生ゲームボードを使って島中を大横断、青い海に青い空1泊2日の大自然満喫ツアーとありました。フジテレビというのは、鹿児島ではKTS系列になるのですが、是非これをみんなで見て、応援していただきたいと思います。

それから、近年与論がテレビや新聞によく出るようマスコミで取り上げられていますが、与論のPRには大変役立っていると思うのですが、聞いていますと、きのう・きょうできたことではなくて、観光協会の職員、あるいは商工観光課の地道な努力が実って、今花開いて、マスコミ関係者との信頼関係ができてきているということを関係者がいうわけですよ。ということは、私たちはそういった地道な努力を

している商工観光課の職員、あるいは観光協会の職員に感謝することも必要であるし、与論町にとってはマスコミというパイプは、大きな財産だと思います。目に見えない大きな財産であって、今後もそういった財産を大いに活用して与論町の観光を盛り上げていってもらいたいと思うのですが、町長はこの件についてはどうお考えですか。

○町長（南 政吾君） どうもありがとうございます。感謝です。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） この前福島県での東日本大震災のときに被害を受けた南相馬市から17人が来島されて、かりゆしバンドとコラボでチャリティコンサートが開かれました。懇親会には町長も休日返上で出席されたので、皆さん大変感激されて帰られましたが、このようなイベントが実現できたのは、かりゆしバンドが福島県の南相馬市でチャリティコンサートを開いたのがきっかけでした。与論島のかりゆしバンド、あるいは先ほどからも申し上げていますように、アマチュアバンドのキャッチ・アンド・リリース、それから島外には川畑アキラさんとか、寿里（じゅり）さんとかといったプロ・アマの音楽を通して島をPRしてくれる方々がね、応援団がいるわけですよ。だから、今後はこういった方々を大いに活用して、与論をもっとPRしていくような企画を練って、それをそういった人たちを活用していただきたいと思いますが、最後に、そういった熱意はあるのかどうか、町長にお伺いして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 大いに頑張りたいと思います。またよろしくお願ひします。

○9番（福地元一郎君） はい、以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 9番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

日程第5 議案第31号 職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第31号、職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第31号、職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例中、宿泊料の甲地方

及び乙地方について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1表備考が改正される際に準じて改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、職員等の旅費に関する条例及び消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第32号 与論町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第32号、与論町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第32号、与論町子ども・子育て会議条例。

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、与論町子ども・子育て会議を設置するため、与論町子ども・子育て会議条例を制定するものです。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。8番。

○8番（麓 才良君） 支援法の第77条の第1項の規定を少し説明をしてください。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） 子ども・子育て支援法の第77条の1項を説明します。

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

第1号（1号）特定教育、保育施設の利用定員の施設に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。このことは、幼稚園、保育所、認定子ども園の利用定員の設置に関し、審議会を置いて意見を諮らなければならないということです。

それから、2項、特定地域型保育所事業の利用定員の設置に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。これは家庭保育とか、小規模保育所、それから事務所内保育所のこの利用定員に関しても同様の意見を聞かなければいけないという項目の規定です。

それから第3号、市町村子ども・子育て支援事業の計画に関し、第61条7項に規定する事項を処理すること。これも議会で意見を聞かなければならないという項目です。

第4項、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することということで、従来は行政指導型でやっていたんですけども、地域の方々、保護者等の意見を取り入れてやってくださいということです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 法の規定というのは前からあったんですか、最近になってその指示があったのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） この法律は、昨年の平成24年8月10日、子ども・子育て関連3法によって成立したものです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほどこの会議の目的を少し説明していただいたわけですが、この7条のほうに、守秘義務、委員、その他会議に出席したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様であるとありますけど、これほど外部に漏らしてはいけないような、そういう重要な情報をこの会議では話

し合われるのですか。逆に、こういう内容は広く町民に知らすべきではないかと、私は思いますが、いかなる理由でこういうこの守秘義務みたいな条項があるのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） その法には、個人情報保護法のほうで対応していきたいと思いますけど、また委員、保護者等で選任する場合には、その方面も考慮に入れて選任していきたいというふうに思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これでは個人情報の話ではないでしょう。個人情報は別にこういうことをわざわざうたわなくとも、個人情報はそれは当然出してはいけない話であって、もちろんその会議上でも個人情報は取り扱うときには、それは慎重に行うこととは思いますが、こういう子供会議の内容について、秘密にするようなものがどういうことがあるのか。そのこと 자체が私は疑問に思ってお聞きしているのですが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということですので、やはりそのどういう秘密が出てくるか、会議の内容は実際やってみたいと今論ずることはできないわけで、それを今からやったら、仮にそういう出たら困る部分もあるということで、もう秘密の部分を漏らしてはいけないという規則をつくったというふうに受け取っております。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、与論町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、与論町子ども・子育て会議条例の制定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第33号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第33号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第33号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て会議設置条例制定に伴い、子ども・子育て会議の会長及び委員の報酬及び費用弁償を追加し、別表（第2条関係）を改正するものです。

また、職員に関する条例中、宿泊料の甲地方及び乙地方について、国家公務員等の費用に関する法律（昭和25年法律114号）別表第1の1表備考が改正される際に準じて改正されるよう改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する條

例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第34号 与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第34号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第34号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、先の3月議会におきまして議決していただきました、障害者等バス無料乗車券の交付要件をさらに拡充するものです。この改正では、特別支援教育を受ける生徒がバスを利用する際に必要な介助を行う介護保護者等もバス無料乗車券の交付対象とすることにより、保護者の負担軽減を図ると共に、将来的に生徒の自立する力を育む支援を行うものであります。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第35号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第35号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第35号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、一般会計繰入金23万5000円の減額。繰越金23万5000円。保険料還付金24万3000円をそれぞれ増額計上しております。

歳出につきましては、保険料還付金24万3000円を増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第36号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算 (第1号)

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第36号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第36号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、前年度分繰越金1031万円の増額です。

歳出で、前年度分精算返納金として還付金505万3000円、一般会計繰出金473万3000円、予備費52万4000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第37号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第37号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第37号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、民生費県補助金1024万9000円、農林水産業費県補助金1060万3000円などの増額で、県補助金が合計で2981万6000円の増額となっています。

また、財政調整基金繰入金1億2824万7000円、繰越金5000万円などを計上しております。

次に、歳出の主なものとして、土木費港湾費に与論港コースタルリゾート配電、排水施設整備工事費1100万円、土木費、住宅費に城団地新築工事費2888万円、教育費、教育総務費に小中学校耐震補強計画委託料1300万円、諸支出金、基金費に庁舎建設基金積立金5000万円などを計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ2億2096万7000円を追加し、一般会計予算総額40億6780万3000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 本来は6件ぐらい質問したいのですが、時間がありませんので、22ページの常備消防について、常備消防の右端のほうの沖永良部与論地区広域事務組合負担金（消防指令システム）とあります。その下にあるまた無線デジタル化、二つで335万8000円となっておりますが、これは実施設計費だと思っており

ますが、それで間違いないですよね。総務課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 御指摘のとおり、実施設計にかかる分です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この広域の常備消防のデジタル化及び指令システムについて、私は昨年からこの事業は極めて過大な負担を与論町が負担しなくてはならない、また、今後将来において与論町が大きな負担をしなくてはならないと、また、指令システムのような必要でないような設備があると。このことについて、町長にお聞きしたいのですが、指令システムというものが広域のほうでも御存知と思いますが、これは与論にはどうしても必要なシステムでしょうか。でしたら、それがなぜ必要かについてお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 広域事務組合という組織の中で、本部が沖永良部にあるわけです。与論はその支部になるわけでありますので、本部からの指令というのは、きっと情報伝達ができるようにしておく必要があるのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、このシステムは与論にも沖永良部にも要らないのではないかと思います。その理由は、日本全国できるだけ北は礼文島から五島列島、壱岐対馬、それから三宅島、八丈島、沖縄の離島にもこの消防デジタル化及び指令システムについてお尋ねしましたが、前にも話したとおり、沖縄県については全くデジタル化についてまだ取り組んでいない状況です。そこで東京都の八丈島、八丈島の消防庁のほうにこの内容について調査したんですが、八丈島が指令センターは行っておらず、必要はないということでした。その理由は、この維持管理運営費に膨大なお金がかかると、なつかつ、この効果がそんなに期待できないという回答でした。厚い手紙もいただいているんですが、それが御承知のとおり、ここ八丈島は年間来島者が22万人来ている島なんですね。これだけの方々がいらして島の中で、その消防の指令センターは要りませんよと。その指令センターの中には、御承知のとおり、位置情報だとか、気象情報とか、様々なものを一括して管理するということのシステムなわけですけど、本来、デジタル事業とは別個のもので、デジタル化の事業は必要ですが、指令センターの事業はそもそもそんなに必要なものではないということを言われて、八丈島のほうでは、この指令センターの事業そのものも入れてない状態なのです。にもかかわらず、この与論島は、このシステムを入れたときに、今後将来そのコストと運用費が大きな金額になると予想されるわけなのです。こういう点がありましたので、私もだめですよと言ったのですが、一旦こ

のことについては町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今回のこの補正については、一応こうして補正を計上しておりますけれども、今度26日にこのことについて本部や、メーカーなどと、いろいろ町との打ち合わせがあると思います。その場でまた改めて議論をしていただければありがたいです。この八丈島の情報に関してはそのメンバーに消防議員も入っておられると思いますので、是非、その場で議論をしていただければありがたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長が御理解いただいて、本当にありがたいと思います。この補正予算にこれがなぜ計上されてきたか、そもそも26、27日にメーカーさんの方とか、そういう専門の方々と今度詳細について見つめ合わせしようという矢先にこういう補正予算が計上されて、本来ならば補正予算には計上しないで、きちんとした形で町長も細かいところをもっと知りたい点があるのです。それでは是非、町長のお立場もあると思うのですが、このシステムを実施された場合、本当に過大な、分不相応の、島の規模と島の予算規模、島の人口、それをはるかに超えるようなことだと思いますので、是非これをお願いしたいと思います。

[「議長、議長の判断で止めていいのではないですか。一般質問でもないし、政策論争しているわけじゃないでしょう、今」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） はい、ほかにありませんか。7番。

○7番（野口靖夫君） 予算の審査であります。だから議長は、予算に反対なら反対でやればいいし、それを進行させるのが議長の役割だと私は思っております。私からは3点ほど質問させていただきます。

まず第1点でありますが、第1点は、12ページに島づくり対策費があります。この中に自治公民館活動支援事業補助金というのがあります、26万円計上されております。これは、緊急を要するものなので、これに絡めてちょっと質問をさせていただきます。この間東区自治公民館の運営委員会をして総会を開きましたが、その中で自治公民館の運営委員会の中で出たことは、台風時の避難指定所が各集落の自治公民館だということが指定されているということです。台風時の避難するための指定避難所がそうなっているそうです。そこで私たちは平成25年度の補正予算で24年の繰り越しということでこの自治公民館のシャッターとか、台風対策というのは、台風対策の事業を繰越明許にして可決しました。それで今台風4号が発生しております。だから、先ほどの議論の中にもありました、去年の台風の後始末に関して、与論町の業者の方々や、大工の方々が忙しくて手が回らないという話

が出ました。このことではないのだけれども、とにかく大工さんが雇えない。忙しいからという話がありました。それは私も認めます。認めますが、台風時の避難指定場所となっている各自治公民館のいわゆる改造は、これは急を要するものだと私は思っているのです。台風が来てからではもう遅いのです。もう台風時期なのです。そのために各集落を避難指定としてやっているわけですから、我が町民の命を守るためにも、これは早急にこの対策を立てなければなりません。いわゆる予算も確保しております。我々が3月の定例議会で可決してあります。だからそれを執行することが大事な時期にきていると思うのですが、町長、いつその執行をするおつもりですか。お聞かせください。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 御説明申し上げます。今、12ページの自治公民館活動支援事業補助金というのに係る御質問ですけれども、この自治公民館活動支援事業補助金と申しますのは。

○7番（野口靖夫君） いや、それを聞いてるんじゃない。それ質問する場所がないもので、それに関して関わりを聞きたいのです。

○総務企画課長（沖野一雄君） ほかの事業で台風の避難場所として活用するために、その各自治公民館の整備につきましては、既に繰越事業として繰り越して今整備を進めております。また必要であれば随時補正をしまして整備を進めてまいりたいというふうに今執行部のほうで取り組んでいるところです。別事業でございます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今執行しているということですか。執行している途中、じゃあうちの自治公民館の総務副部長が佐多悦郎ですので、今聞いたと思いますからひとつ早めに進めて、早めの対策をお願いします。

あと1点は、14ページ、与論こども園あります。与論こども園費についてお聞きします。ここに人件費が500万円賃金として計上されております。3カ月前に私たちは与論こども園の先生方の人件費は議決して通過させました。しかし、3カ月も経たないうちに新しく500万円という予算が計上されておりますが、その理由からお聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 財政を預かっております私の立場でちょっと御説明申し上げさせていただきます。

どうしても当初予算を組む場合に、やはり交付税の動きであるとか、国・県補助金、そういった依存財源の動き、動向を見ながら今年は当初がどのくらいの歳入が見込まれるから歳出のほうはどのくらいに圧縮しなくてはいけないというのがござ

いまして、それによって大分圧縮されてきております。ここ数年そういう傾向で予算査定をしておりますけれども、当初に予算計上されていなかったこの今の14ページ目の例えば賃金の部分ですけれども、そういったことで当初に計上されず、不足してた部分が今回の6月補正で計上されたということです。ほかのこども園につきましても、押さえてきた部分がございます。それはまた今の運営費には支障がないわけですけれども、また不足が見込まれる段階で随時財政当局のほうで認めながら計上させていくという方向です。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これは今回に始まったことではないのです。これは前もそういうことで私指摘したことがあるのですが、人件費というものは、今課長が答弁されたようなことでは、そのようなことで計上するものではないと、私は思うのです。これはもう最初からある程度は3月で見積もりはつくはずなのです。それをこの人件費、500万円というこの大きな金を途中でその財政を預るものとして、財政が見通しがわからないもので、そのときは計上しなかった。見通しがわかつたので途中の補正で計上しました。それでは、もしも金がない場合は、この人件費としてその職員は必要なのかということを聞かなければなりません。その職員に対しては生活がかかっているんです。そういうことも加味しながら、この人件費に関してはある程度確保して、そして当初からわかっていることだから、確保して、それに対して不足するからある程度つけ加えて追加補正しましょうというのが常識なのです。それを是非ひとつ、今後はそういうことのないように、そこを念を押しておきたいということがまず第1点です。これはこれで終わります。もう答弁はいいです。

次、3点目についてお伺いします。せっかく教育委員会の池田事務局長が就任されて、意気揚々とこれから頑張るぞということで教育委員会を預ってやっていこうという情熱に燃えているわけでありますので、ちょっとお聞きしてみたいと思います。27ページ、保健体育総務費ということであります。ここに指定管理委託料ということで体育施設管理委託料が334万円計上されております。ここで、私が一番お聞きしたいのは、まず最初に、どうして計上されたかということからまずお聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） お答えをします。

今年度から、B&Gプールの温水化が始まって、その利用者があります。当初予算でその分も上げていたのですが、先ほどの総務課長からの話の中同様に若干削られておりました。実際、4月、5月の運営をしていただく段階で、このぐらい利

用者が増えたのと、あと利用時間が延長されました。7月にまた電気料が上がるという諸々を考えて、積算した結果、514万円ぐらいの料金が必要ということで、実際に利用者の負担分を差し引いて今の金額の334万4000円という、一応予算を明記しています。実際には、利用率もまた相当アップしております。決算の時になると思うのですが、またその段階での御報告になると思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 指定管理に関しては、我々は3月定例会であらゆる角度から検討しました。議論をしました。私が恐れていたことがもう既になりつつあるのではないかと思って、今心配しているところなのです。私たちは、指定管理をするときに、これは議会の議決が必要なのですが、議会の議決が必要だということは、予算は幾らかかり、誰がその指定管理をするということを決めなければならないのです。そのことはどういうことか言いますと、執行部が予算を計上して、議会でその予算を議決するわけだから、議会が責任を負わなければならぬのです。なぜかと言いますと、我々はそれぐらいの予算で指定管理を受けていただけるものだと思って、その当時、そのときはそれを認めて、予算を議決したわけです。途中、今先ほどお話がありましたように、財政が厳しいから、査定ができなくて、あとでその追加しようということで、ということではやはり済まされない問題なんです。というのはどういうことかと言いますと、東日本大震災のときに、東北で、これはどこの町とは言いません。またどの団体とも言いませんがNPO法人が東日本大震災の被災地で困っている人たちを救出といいますか、死んだ人を探すとか、そういうNPO団体を立ち上げて、そのNPO団体がある町から委託を受けて、指定をされて、そして事業を実施したわけなのです。指定管理というのは、とても厳しいものだということをこれから申し上げているんです。もし理事長がお金を使い込んでしまって、職員の給料も払えないということで、そのNPOは社会問題化されて、マスコミからバッシングを受けて、そしてついにはその町の議会が解散させられたと。出直しといいますか、議会の責任だということで、その町民が怒って、議会を解散をしたのです。それが通ってしまい、それで選挙になったのです。そういうことで、指定管理というものは、甘くみたらいけないです。指定管理というのは。だから、最初に議会で意見するためには、それなりの人格者組織であるか。どんな組織であるのか。その金をいかに使うのか。そして、またその経過、教育委員会がそこに指定した場合は、そこの指定管理者の帳簿、経理帳簿を、そういうものを議会に提出するように義務づけなければならないということまでうたわれているわけなんです。だから我々は、そういうことであるからこそ、本当に真剣にこの指定管理者は大丈

夫なのかどうかということを審査しなければならない。そういう気持ちで3月定例会においては審査したわけなんです。ところが、まだ3カ月も経たないうちに、追加補正が出てくるということは、財政上厳しかったもので、しかしこの財政を阻止しようと、補正を出しました。だからそれを議会が認めてくださいと。こういうことだったら、これ大変なことなんです。だから、私はそれを誰だとは言いませんが、一番大事なことは、与論町ではそういうことは起きないのだけれども、そういう人はまずこの指定管理を受けた団体はそういうことしないと思います。だからその経理の帳簿関係は逐次議会に報告して、そしてある程度責任感を持っていただいて、そしてやっていただくようなシステムをつくる時期にきてているのではないかと思います。本当は先に、指定する前に、それを取り決めるべきではなかったかと、こう思っているからこそこういう質問をするわけなんです。それに対して、教育長、あなたはどう思いますか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 何しろ今年から始まった指定管理でありますので、その温水プールの活用というのは、昨年度までなかつたわけです。その指定するに関しては、過去の実績、4、5年間の実績を基にしてどれだけの経費が要るということで策定し、指定管理した関係で、今年から始まりました。これに関しては私どももそういったことも一応想定はしておりましたがきちんとした予測は立てられなかつたというのが現状です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） だから私は質問をしているわけなんです。指定管理をする以上はどういうことが大切かということを申し上げているのです。いわゆる指定管理というのはあってはならないことなのですが、指定管理された団体は、その団体は責任を持って、町から指定をされるわけですから、町有の財産を管理するわけだから、そのためには経理上の帳簿上も逐次報告する義務がそこに発生するということありますから、議会にもそういう責任を果たしてもらえるようにするべきではないかということを今申し上げているわけなんです。それはお約束できますかということを今確認しているんです。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） よくわかりました。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。 5番。

○5番（喜山康三君） 21ページ、細かいことなんですが、観光施設整備事業費の17番の公有財産購入費、寺崎公園トイレ用地のことなのですが、これはほぼ373坪ですか、340坪近くの土地を購入して400万円計上されて、大きなトイレを

つくるのですか。必要な面積はどの程度の面積ですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。トイレの規模としましては、皆田海岸にある大きさです。実は、そのトイレの大きさに合った面積を買う予定だったのですが、地主と交渉したところ、分筆して町に土地を提供するということは、トイレが近くにあるので、その土地がもう使えなくなるということでこの寺崎のトイレをつくる予定地は、映画の撮影場所ということもあります、結構お客様が来まして、その用地を駐車場、そういうのを兼ねて整備しているということあります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これはこここの駐車場とは書いてないのですが、駐車場なんてとつてつけたような話でね、いつも思うには、こういう公共事業するときに必要でないから地主の都合だから全部買わなくてはいけないとかわかりますけど、ここがまたどういう場所で、どこなのかはつきりわかりませんが、伐採等をすることによって、周辺の塩害の問題だとか、景観を図る問題とか、様々な点があると思うんです。この辺についてどのくらい検討されたかなという気もしますし。それから、トイレがもう必ずすぐ隣になくてはいけないという話だってないと思うのです。上田線沿いにあってもいいと思うのです。寺崎海岸から上田線まで大した距離ではないのです。だからそういうことも考慮しながら、このトイレの建設場所については、どこまで、ほかの土地のほうも検討されたのか。その点はどうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） その上田線までの間の中で、寺崎墓地があります。それよりもその西側ということで、全く環境に影響、伐採とかしても関係ない、今現在、畠地です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） わかりました。是非こういう事業も進めなくてはいけないという立場もわかりますけど、やはりもう少し経費削減というか、もっと経費を有効に使うようなやり方と、それからこの土地の買い取り価格について、町長、いま土地価格も下落してますし、こういう事業について公共用地の購入について、防災林とか、防護林体とか、今後いろいろあると思いますが、もう一度見直す必要もあるのではないかということで言っておきますので、是非この辺も今後参考にされてください。

以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。2番。

○2番（高田豊繁君） 予算についてお尋ねしますが、18ページの畜産振興費の中で、

県補助備品というのがあるのですが、どこに配置するのか、内容説明を課長のほうでお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 御説明します。これは大島支庁所管の地域振興推進事業での備品購入となります。予算執行形態としましては、与論町が事業主体となつてトラクター1台、それからニプロロータリー1台、それからモアを1台購入します。それを那間のほうで組織されております草や素資料受託組合へ管理を委託して、そのほうで使っていただく予定となっております。目的は、素資料の自給率の向上のためです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 大変よくわかりました。次に、この教育委員会関連なんですが、24ページの上から2行目になります業務委託料の小中学校耐震補強計画委託料のことなのですが、これはこの補正で今頃出されるということは何か意味合いがあるんですかね。

それと、この耐震補強計画の内容と、今後のスケジュールについて大体わかれれば説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） お答えをします。昨年度の2月に耐震検査を行いまして、一応全学校やったのですが、那間小の体育館が一応不適格建物、との校舎とか茶花小の各校舎、そして与論中学校の体育館が要補強という診断を受けております。補強したら使えるという診断であります。そのために、国の補助金をもらって、なおかつ補助率の高いものをもらうために、どうしても今年度中に設計の初期段階というか、準備を兼ねた設計をしたいと。実際には、26年度に一括で工事をしたいのですが、業者の判定で28年度までずれ込む可能性があります。それはまた予算当局の方と相談しながら、古い不適格建物ほか、那間小にあるんですが、その体育館を26年度から始めていきたいと思っております。実際には、この事業自体は設計費並びに事務費まで含めて補助率が違いますが、要不適格建物については、約93%の補償、残りが起債を含めた、補助を含めた分で約80ぐらいの補助率ができる予定で、今県との協議を進めている状況です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ということは、今のこの委託料の1300万円の内容というのは、そういったその3小学校の体育館、校舎等の補強工事のための自主設計も入っているということですね。中学校も入っているのですか。

[「はい、中学校も入っています」と呼ぶ者あり]

○2番（高田豊繁君） 中学校のあの門の特別教室ということですか。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○2番（高田豊繁君） その補強工事をするための実施設計ということで理解していますか。

[「実施設計に入る前の準備設計が一番近いと思います」と呼ぶ者あり]

○2番（高田豊繁君） 実施設計の前の基本計画、基本設計みたいなものですか。わかりました。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。8番。

○8番（麓才良君） 先ほどの寺崎の便所とその駐車場予定地はもう一度確認しますが、場所はどこですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 墓の反対側の土地です。今は更地になってますけど、畠です。通りの反対側です。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） いいですか。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第38号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（大田英勝君）　日程第12、議案第38号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第38号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由を申し上げます。

平成25年度過疎対策事業債ソフト分の起債に伴い、過疎地域自立促進特別事業を追加し、奄美広域事務組合が事業主体となって進める自立的発展のための広域的な産業振興事業に対する負担金を追加することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料（年次計画表）の文言及び事業費の追加などを行う変更をしております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第38号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月25日、本会議であります。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時45分

平成 25 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 25 年 6 月 25 日

平成25年第2回与論町議会定例会会議録
平成25年6月25日（火曜日）午前9時10分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 陳情第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

第2 陳情第 1号 県道与論空港茶花線の改良整備について（環境経済建設常任委員長報告）

第3 発議第 5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）

第4 議員派遣の件

第5 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆寿君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（12人）

副 町 長 川 上 政 雄君	教 育 長 田 中 國 重君
総務企画課長 沖野 一雄君	会計管理者兼会計課長 佐多 悅郎君
税務課長 久留満 博君	町民福祉課長 南 秀哲君
環境課長 福地 範正君	産業振興課長 鬼塚 寿文君
商工観光課長 富士川 浩康君	建設課長 山下 哲博君
教委事務局長 池田 直也君	水道課長 末原 丈忠君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長川畠義谷君係 長朝岡芳正君

開議 午前9時10分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情

○議長（大田英勝君） 日程第1、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、6月19日、水曜日に全議員出席のもと、第1委員会室で開催いたしました。

「協同労働の協同組合法（仮称）」は、出資、経営、労働を一体化した協同労働を行う組織に法人格を与える法律で、新しい公共のあり方が見直され、公共の担い手が官から民へと広がりを見せており、公共サービスも住民が担い手となる場面が広がっております。その住民の組織形態として、理念的にも協同労働の協同組合が合致するものと言われております。仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる働き方は、住民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・日常の暮らしに困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものであると指摘しております。

現在800を超える団体が法制度化に賛同を示し、200人を超える超党派の国會議員の議員連盟が立ち上がっておりました。

本陳情は、「協同労働の協同組合法（仮称）」の国会での徹底した議論と速やかな法制度を求める意見書を提出するものであります。

当委員会では、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 陳情第1号 県道与論空港茶花線の改良整備について

○議長（大田英勝君） 日程第2、陳情第1号、県道与論空港茶花線の改良整備についてを議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○6番（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第1号、県道与論空港茶花線改良整備についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本陳情は、県道の改良であることから審査には慎重を要すると判断し、環境経済建設・総務厚生文教常任委員会で連合審査会をつくり審査することといたしました。

当委員会は、6月19日、水曜日に委員会室で建設課長の参与を求め、全委員出席のもと、陳情の趣旨や実情を確認しながら慎重に審査をいたしました。

県道与論空港茶花線は、空港及び供利港を利用する車両が頻繁に往来し交通量が多い上に、急カーブがあり、見通しが悪いため、過去にも幾度となく交通事故等が発生するなど、大変危険な道路事情となっています。

このため、安心・安全なまちづくりを進める観点からも、早急に改良整備をする必要があると認められることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、環境経済建設・総務厚生文教常任委員会としては、この道路が県道である

ことを踏まえた上で、その改良整備を強く要望するものであることから、町長におかれましては、本陳情がこの後町議会の意思として採択され、議長から採択陳情の送付を受けられたら、早期実現を果たすべく県に進達くださるようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、県道与論空港茶花線の改良整備について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、県道与論空港茶花線の改良整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、県道与論空港茶花線の改良整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第3、発議第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第5号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。同じく与論町議会議員、喜山康三、同じく与論町議会議員、野口靖夫。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由の説明をいたします。

「協同労働の協同組合法（仮称）」は、出資、経営、労働を一体化した協同労働を行う組織に、法人格を与える法律です。新しい公共のあり方が見直され、公共の担い手が官から民へと広がりを見せており、公共サービスも住民が担い手となる場面が広がっております。その住民の組織形態として、理念的にも協同労働の協同組合が合致するものと言われております。仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる働き方は、住民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・日常の暮らしに困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものであると指摘されております。

現在800を超える団体が法制度化に賛同を示し、200人を超える超党派の国會議員の議員連盟が立ち上がっております。

以上のことから、「協同労働の協同組合法（仮称）」の国会での徹底した議論と速やかなる法制度を求めるため、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第4号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報・議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 高田豊繁

与論町議会議員 喜山康三